

幼児教育の現状と課題

令和7年2月28日

初等中等教育局幼児教育課
企画官 横田 愛



文部科学省

MEXT

MINISTRY OF EDUCATION,
CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

幼児教育制度の基本

幼児教育を担う施設類型の比較

(出典) 学校基本調査（令和6年5月）、新制度への移行状況等調査（令和6年4月）、認定こども園に関する状況について（令和6年4月）、社会福祉施設等調査（令和5年10月）

	幼稚園			認定こども園				保育所	
	公立	私立		幼稚園型	幼保連携型	保育所型	地方裁量型	公立	私立
		私学助成園 (私学助成の対象)	新制度園 (子ども・子育て支援新制度の対象)						
園数	約7,000園			約10,500園				約2.2万園	
	約2,400園	約3,200園	約1,400園	約1,500園	約7,100園	約1,800園	87園	約6,300園	約1.6万園
幼児数	約7.6万人	約37万人	約15万人	約17万人	約84万人	約16万人	4,980人	約51万人	約126万人
法的性格	学校			学校	学校 かつ 児童福祉施設	児童福祉施設	認可外施設	児童福祉施設	
職員の性格	幼稚園教諭（免許状）			3歳以上 …併有が望ましい 3歳未満 …要保育士資格	保育教諭 (幼稚園教諭免許 + 保育士資格)	3歳以上…併有が望ましい 3歳未満…要保育士資格		保育士（資格）	
教育・保育内容の基準	①幼稚園教育要領			②を踏まえるとともに、①及び③に基づく	②幼保連携型 認定こども園 教育・保育要領	②を踏まえるとともに、 ①及び③に基づく		③保育所保育指針	

※ 1 私学助成園

- ・入園選考……各園の受け入れ方針に基づき選考
- ・保育料……各園が決定

※ 2 新制度園、認定こども園、保育所等

- ・入園選考……入園の申し込みがあった場合、応諾義務がある（利用定員を超える場合には、公正な方法等により選考）
- ・保育料……上乗せ徴収等については、保護者からの文書での同意が必要

保育所保育指針

第1章 総則 4 幼児教育を行う施設として共有すべき事項

4 幼児教育を行う施設として共有すべき事項

(1) 育みたい資質・能力

(略)

(2) 幼児期の終わりまでに育ってほしい姿

(略)

保育所保育指針解説の関連記載（抜粋）

- ・ (2) 保育所保育における幼児教育の積極的な位置づけ
- ・ 保育所保育においては、子どもが現在を最も良く生き、望ましい未来をつくり出す力の基礎を培うために、環境を通して養護及び教育を一体的に行っている。幼保連携型認定こども園や幼稚園と共に、**幼児教育の一翼を担う施設**として、教育に関わる側面のねらい及び内容に関して、幼保連携型認定こども園教育・保育要領及び幼稚園教育要領との更なる整合性を図った。

→ **子供の福祉を担うとともに幼児教育を行う公的な施設として位置づけられている**

3 要領・指針の構成

○育みたい資質・能力、教育・保育に関するねらい及び内容の整合性が図られている

幼稚園教育要領

前文

第1章 総則

第1 幼稚園教育の基本

第2 幼稚園教育において育みたい資質・

能力及び「幼児期の終わりまでに育って
欲しい姿」

第3 教育課程の役割と編成等

第4 指導計画の作成と幼児理解に基づいた 評価

第5 特別な配慮を必要とする幼児への指導

第6 幼稚園運営上の留意事項

第7 教育課程に係る教育時間の終了後等に 行う教育活動など

第2章 ねらい及び内容

健康

人間関係

環境

言葉

表現

第3章 教育課程に係る教育時間の終了後等に 行う教育活動などの留意事項

幼保連携型認定こども園 教育・保育要領

第1章 総則

第1 幼保連携型認定こども園における 教育及び保育の基本及び目標等

第2 教育及び保育の内容並びに子育て の支援等に関する全体的な計画等

第3 幼保連携型認定こども園として特 に配慮すべき事項

第2章 ねらい及び内容並びに配慮事項

第1 乳児期の園児の保育に関するねらい 及び内容

第2 満1歳以上満3歳未満の園児の 保育に関するねらい及び内容

第3 満3歳以上の園児の教育及び保育 に関するねらい及び内容

第4 教育及び保育の実施に関する配慮 事項

第3章 健康及び安全

第1 健康支援

第2 食育の推進

第3 環境及び衛生管理並びに安全管理

第4 災害への備え

第4章 子育ての支援

第1 子育ての支援全般に関わる事項

第2 幼保連携型認定こども園の園児の 保護者に対する子育ての支援

第3 地域における子育て家庭の保護者 等に対する支援

保育所保育指針

第1章 総則

1 保育所保育に関する基本原則

2 養護に関する基本的事項

3 保育の計画及び評価

4 幼児教育を行う施設として共有すべ き事項

第2章 保育の内容

1 乳児保育に関わるねらい及び内容

2 1歳以上3歳未満児の保育に関わる ねらい及び内容

3 3歳以上児の保育に関するねらい及 び内容

4 保育の実施に関して留意すべき事項

第3章 健康及び安全

1 子どもの健康支援

2 食育の推進

3 環境及び衛生管理並びに安全管理

4 災害への備え

第4章 子育て支援

1 保育所における子育て支援に関する 基本的事項

2 保育所を利用している保護者に対す る子育て支援

3 地域の保護者等に対する子育て支援

第5章 職員の資質向上

1 職員の資質向上に関する基本的事項

2 施設長の責務

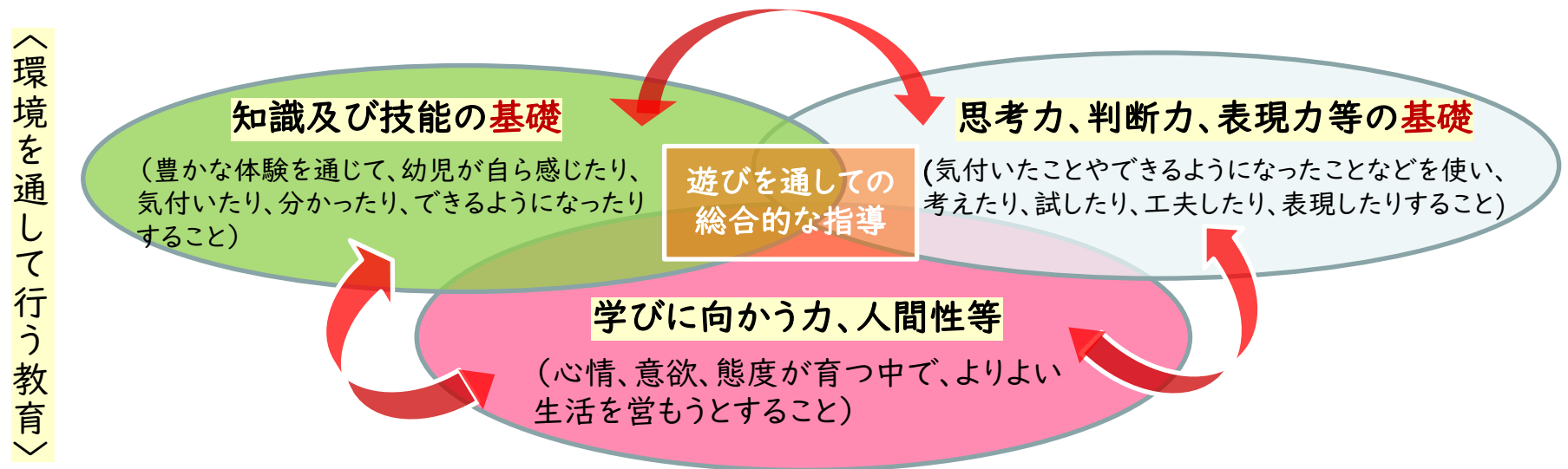
3 職員の研修等

4 研修の実施体制等

幼稚園教育において育みたい資質・能力

- 各学校段階及び全ての教科等について共通する、育成を目指す資質・能力を明確化
- 資質・能力の三つの柱として整理
 - ①生きて働く「**知識・技能**」の習得
 - ②未知の状況にも対応できる「**思考力・判断力・表現力等**」の育成
 - ③学びを人生や社会に生かそうとする「**学びに向かう力、人間性等**」の涵養
- 幼児教育段階では、三つの柱を下図のように整理。

なお、幼児教育の特性から、これらは個別に取り出して身に付けさせるものではなく、**遊びを通しての総合的な指導**を行う中で、**一体的**に育んでいくことが重要



小学校以降の学習指導要領の考え方

新しい時代に必要となる資質・能力の育成と、学習評価の充実

学びを人生や社会に生かそうとする
学びに向かう力・人間性等の涵養

生きて働く知識・技能の習得

未知の状況にも対応できる
思考力・判断力・表現力等の育成

何ができるようになるか

よりよい学校教育を通じてよりよい社会を創るという目標を共有し、
社会と連携・協働しながら、未来の創り手となるために必要な資質・能力を育む

「社会に開かれた教育課程」の実現

各学校における「カリキュラム・マネジメント」の実現

何を学ぶか

新しい時代に必要となる資質・能力を踏まえた
教科・科目等の新設や目標・内容の見直し

小学校の外国語教育の教科化、高校の新科目「公共」の
新設など

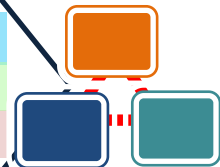
各教科等で育む資質・能力を明確化し、目標や内容を構造
的に示す

どのように学ぶか

主体的・対話的で深い学び（「アクティブ・
ラーニング」）の視点からの学習過程の改善

生きて働く知識・技能の習
得など、新しい時代に求
められる資質・能力を育成
知識の量を削減せず、質
の高い理解を図るための
学習過程の質的改善

主体的な学び
対話的な学び
深い学び



発達の側面からまとめた5つの領域

心身の健康に関する領域

健康:健康な心と体を育て、自ら健康で安全な生活をつくり出す力を養う。

人との関わりに関する領域

人間関係:他の人々と親しみ、支え合って生活するために、自立心を育て、人と関わる力を養う。

身近な環境との関わりに関する領域

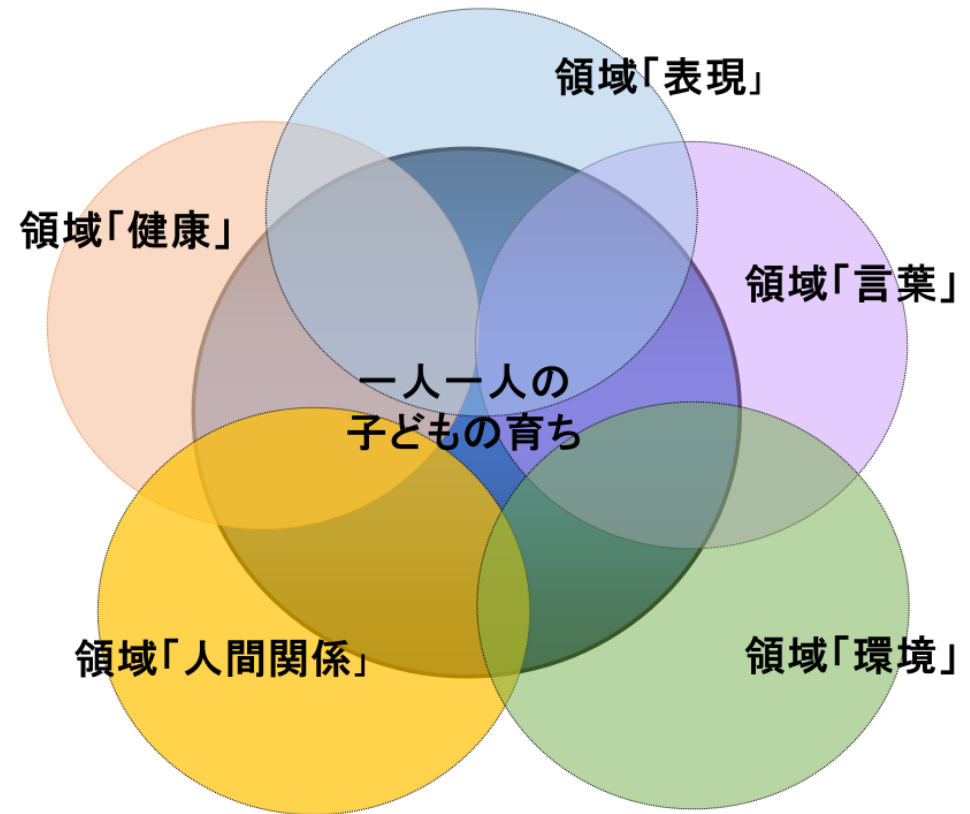
環境:周囲の様々な環境に好奇心や探究心をもって関わり、それらを生活に取り入れていこうとする力を養う。

言葉の獲得に関する領域

言葉:経験したことや考えたことなどを自分なりの言葉で表現し、相手の話す言葉を聞こうとする意欲や態度を育て、言葉に対する感覚や言葉で表現する力を養う。

感性と表現に関する領域

表現:感じたことや考えたことを自分なりに表現することを通して、豊かな感性や表現する力を養い、創造性を豊かにする。

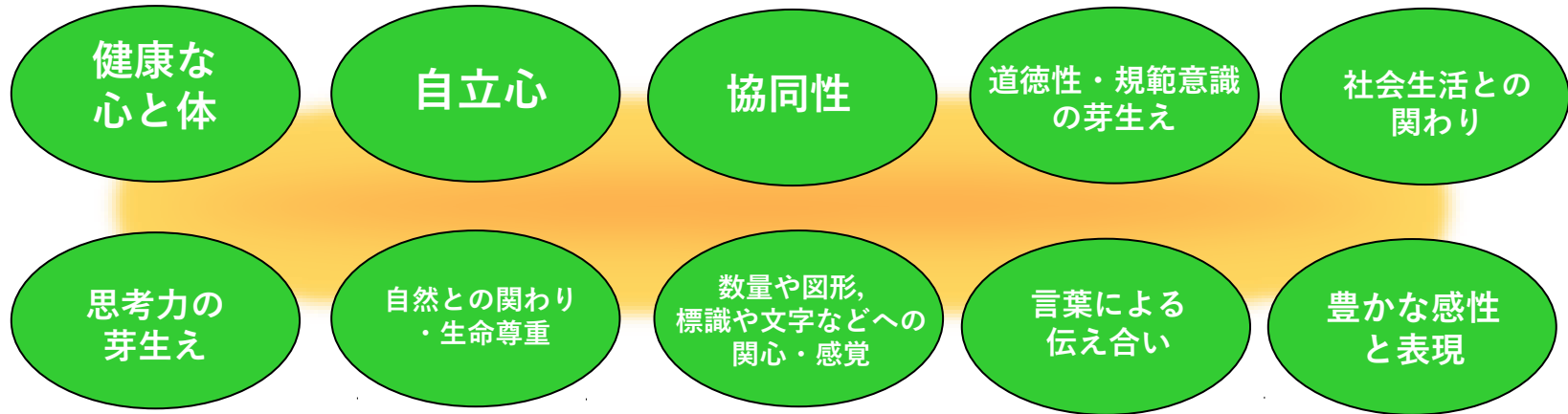


- **ねらい**:育みたい資質・能力を幼児の生活する姿から捉えたもの
- **内容**:ねらいを達成するために指導する事項
- **内容の取扱い**:幼児の発達を踏まえた指導を行うに当たって留意すべき事項

※5つの領域は、幼児が環境にかかわって展開する具体的な活動を通して**総合的に指導**されるものである。

「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」

○ 5領域のねらい及び内容に基づいて、各園で、幼児期にふさわしい遊びや生活を積み重ねることにより、幼児教育において育みたい資質・能力が育まれている幼児の具体的な姿であり、特に5歳児後半に見られるようになる姿である。



○ 幼稚園の教師は、遊びの中で幼児が発達していく姿を、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を念頭に置いて捉え、一人一人の発達に必要な体験が得られるような状況をつくったり必要な援助を行ったりするなど、指導を行う際に考慮することが求められる。

○ 「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」が到達すべき目標ではないことや、個別に取り出されて指導されるものではないことに十分留意する必要がある。幼児の自発的な活動としての遊びを通して、一人一人の発達の特性に応じて、これらの姿が育っていくものであり、全ての幼児に同じように見られるものではないことに留意する必要がある。

○ 5歳児に突然見られるようになるものではないため、5歳児だけでなく、3歳児、4歳児の時期から、幼児が発達していく方向を意識して、それぞれの時期にふさわしい指導を積み重ねていくことに留意する必要がある。

「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」の捉え方の例

自らの興味や関心に応じて、思うがままに環境と関わる中で、様々な体験を積み重ねていく。その具体的な姿について「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を手掛かりに捉える。

活動中での具体的な幼児の姿を通して、幼保小の先生方が話し合うことが大切である。ここでは、幼児が自分達で考えたお店屋さんごっこ（クレープ屋さんの場合）を例に、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を捉えてみる。

健康な心と体

明日、クレープ屋さんをやりたと思って、お店に必要な小道具を考えてつくる

自立心

自分達で考えたお店作りが、自分達の力で実現できた達成感、友達が喜ぶ充実感を味わう

協同性

実現したいお店のイメージを友達と共有し、役割分担したり協力したりしながらごっこ遊びを展開する

道徳性・規範意識の芽生え

やりたいことが友達と異なる時には、折り合いをつけながらきまりをつくる

社会生活との関わり

楽しかった地域のお祭りの経験を友達と共有し、かっこよかったクレープ屋さんを再現してみたいと考える

興味や関心に応じて遊びに没頭する
10の姿が絡み合って現れてくる



【今後体験してほしい】

共通の目的の実現に向けて協力したり、時には互いの思いがぶつかりあう中で、相手の立場になって考えたり、互いが納得できる代案を考えたりしてほしい。

【過去の体験】

絵をかいた時に、カラフルに色を塗って楽しんでいたので、また、カラフルにしたいと思ったのかな。

思考力の芽生え

ふさわしい材料を考えてクレープに見立て、より本物らしい見え方を試行錯誤する

自然への関わり・生命尊重

クレープを持って園庭や公園へピクニックに出かけ、花を愛でたり風の気持ちよさを感じたりする

数量や図形、標識や文字などへの関心・感覚

生活の中にある文字や数字を使ってみると、お店が本物らしくなり楽しくなることを知る

言葉による伝え合い

興味を持った出店について友達と意見交換し、自分の思いが伝わる表現を工夫したりしながら話し合う

豊かな感性と表現

クレープ生地に具材を置くときに、カラフルできれいにみえるようにするなど、自分なりの表現を楽しむ

3 要領・指針の変遷

時 期	幼保連携型認定こども園 教育・保育要領	幼稚園教育要領	保育所保育指針
昭和23年3月		保育要領（文部省刊行）※	
昭和25年9月			保育所運営要領（厚生省編集）
昭和27年3月			保育指針（厚生省編集）
昭和31年2月		幼稚園教育要領（文部省編集）	
(幼)昭和39年3月 (保)昭和40年8月		幼稚園教育要領（文部省告示）	保育所保育指針（厚生省編集）
(幼)平成元年3月 (保)平成2年3月		幼稚園教育要領（文部省告示） ・環境を通して行うものであることを「幼稚園教育の基本」として明示 ・6領域を5領域に再編成し整理 など	保育所保育指針（厚生省編集） ・養護的機能を明確化するため、全年齢を通じて入所児童の生命の保持、情緒の安定に関わる事項を記載。 ・6領域を5領域に再編成し整理 など
(幼)平成10年12月 (保)平成11年10月		幼稚園教育要領（文部省告示） ・教師が計画的に環境を構成すべきことや活動の場面に応じて様々な役割を果たすべきことを明確化 ・「生きる力の基礎を育てる」ことの記述 など	保育所保育指針（厚生省編集） ・地域子育て支援の役割を明記 ・「生きる力の基礎を育てる」ことを記述 など
平成20年 3月	平成27年の子ども・子育て支援新制度のスタートに向けて策定	20年3月28日同日に告示・平成21年4月1日実施 幼稚園教育要領（文部科学省告示） ・幼小の円滑な接続を図るため、規範意識や思考力の芽生えなどに関する指導を充実 ・いわゆる預かり保育及び子育ての支援の基本的な考え方を記述 など	保育所保育指針（厚労省告示） ・保育所の役割（目的・理念、子どもの保育と保護者への支援など）、保育士の業務、保育所の社会的責任の明確化 など
平成26年 4月	幼保連携型認定こども園教育・保育要領（内閣府・文科省・厚労省共同告示）	29年3月31日同日に告示・平成30年4月1日実施 ＜内容について一層の整合性を図っている＞	
平成29年 3月	幼保連携型認定こども園教育・保育要領（内閣府・文科省・厚労省共同告示）	幼稚園教育要領（文部科学省告示）	保育所保育指針（厚労省告示）

※国として作成した最初の幼稚園・保育所・家庭における幼児教育の手引（手引書性格の試案）

幼稚教育において育みたい資質・能力

幼稚園教育要領 (文部科学省告示)

■学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）

第二十五条 幼稚園の教育課程その他の保育内容に関する事項は、第二十二条及び第二十三条の規定に従い、文部科学大臣が定める。

② 文部科学大臣は、前項の規定により幼稚園の教育課程その他の保育内容に関する事項を定めるに当たっては、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第四十五条第二項の規定により児童福祉施設に関して内閣府令で定める基準（同項第三号の保育所における保育の内容に係る部分に限る。）並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第十条第一項の規定により主務大臣が定める幼保連携型認定こども園の教育課程その他の教育及び保育の内容に関する事項との整合性の確保に配慮しなければならない。

③ 文部科学大臣は、第一項の幼稚園の教育課程その他の保育内容に関する事項を定めるときは、あらかじめ、内閣総理大臣に協議しなければならない。

保育所保育指針 (内閣府告示)

■児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）

第四十五条 都道府県は、児童福祉施設の設備及び運営について、条例で基準を定めなければならない。この場合において、その基準は、児童の身体的、精神的及び社会的な発達のために必要な生活水準を確保するものでなければならない。

② 都道府県が前項の条例を定めるに当たっては、次に掲げる事項については内閣府令で定める基準に従い定めるものとし、その他の事項については内閣府令で定める基準を参酌するものとする。

一、二 （略）

三 児童福祉施設の運営に関する事項であつて、保育所における保育の内容その他児童（助産施設にあつては、妊産婦）の適切な処遇の確保及び秘密の保持、妊産婦の安全の確保並びに児童の健全な発達に密接に関連するものとして内閣府令で定めるもの

③ 内閣総理大臣は、前項の内閣府令で定める基準（同項第三号の保育所における保育の内容に関する事項に限る。）を定めるに当たっては、学校教育法第二十五条第一項の規定により文部科学大臣が定める幼稚園の教育課程その他の保育内容に関する事項並びに認定こども園法第十条第一項の規定により主務大臣が定める幼保連携型認定こども園の教育課程その他の教育及び保育の内容に関する事項との整合性の確保並びに小学校及び義務教育学校における教育との円滑な接続に配慮しなければならない。

④ 内閣総理大臣は、前項の内閣府令で定める基準を定めるときは、あらかじめ、文部科学大臣に協議しなければならない。

⑤、⑥ （略）

幼保連携型認定こども園教育・保育要領 (内閣府・文部科学省告示)

■就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）

（教育及び保育の内容）

第十条 幼保連携型認定こども園の教育課程その他の教育及び保育の内容に関する事項は、第二条第七項に規定する目的及び前条に規定する目標に従い、主務大臣が定める。

2 主務大臣が前項の規定により幼保連携型認定こども園の教育課程その他の教育及び保育の内容に関する事項を定めるに当たっては、幼稚園教育要領及び児童福祉法第四十五条第二項の規定に基づき児童福祉施設に関して内閣府令で定める基準（同項第三号に規定する保育所における保育の内容に係る部分に限る。）との整合性の確保並びに小学校（学校教育法第一条に規定する小学校をいう。）及び義務教育学校（学校教育法第一条に規定する義務教育学校をいう。）における教育との円滑な接続に配慮しなければならない。

3 幼保連携型認定こども園の設置者は、第一項の教育及び保育の内容に関する事項を遵守しなければならない。

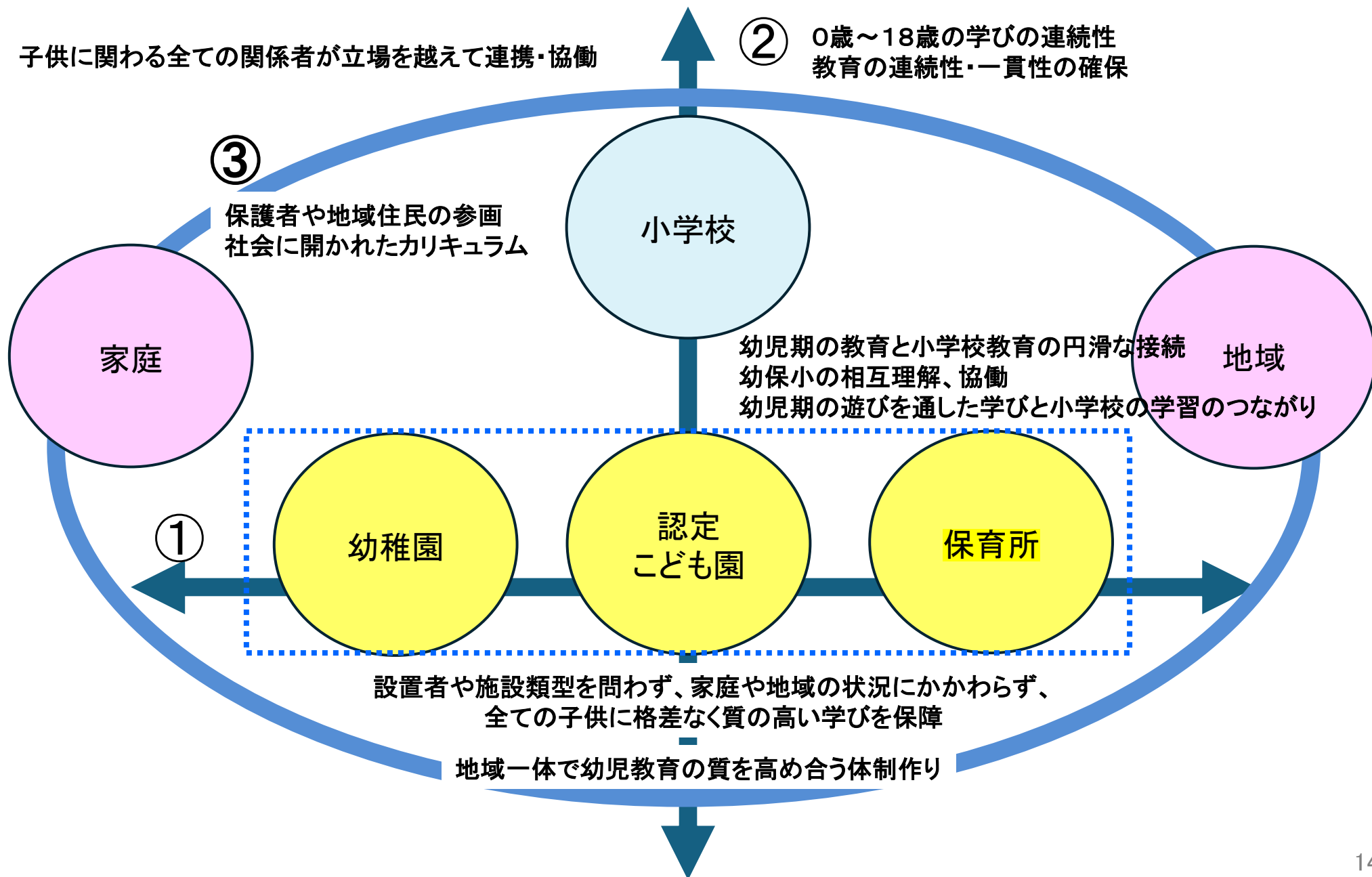
幼児教育政策の方向性

幼児教育は、公教育のスタート地点。

→その後の学びにつながっていく。

「幼児教育が生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであることや、0歳から18歳の子供の発達や学びが連続していることを踏まえ、家庭や地域の状況に関わらず、**全ての子供が格差なく質の高い学びを享受でき、その後の学びへと接続できるよう、**幼児期及び幼保小接続期の教育の充実を図ることが必要である。」

基本的考え方②



第1章 社会と共有したい幼児教育の基本的な考え方

1. 幼児教育の重要性

- ・人の一生において、幼児期は、生涯にわたる人格形成の基礎が培われる極めて重要な時期。
- ・近年、乳幼児の頃からの質の高い教育がその時期の発達にとって重要であることや、その後の人生において長期にわたって学業達成や職業生活、家庭生活など多面的に良い効果をもたらすことなどが明らかにされてきている。
- ・全ての幼児に格差なく質の高い幼児教育を保障し、幼児一人一人のよさや可能性を伸ばしながら、生涯にわたる生活や学習の基盤となる生きる力の基礎を育み、それぞれが人生においてウェルビーイングの向上を実現していくことができるようにすることが必要。

2. 幼児期の発達の特性

- ・幼児期は、幼児自身が自発的・能動的に環境と関わりながら、生活の中で状況と関連付けて生活に必要な能力や態度などを身に付けていく時期。幼児期の学びは身体の諸感覚を通して対象に関わることににより成り立つものであり、活動意欲が高まり、成長が著しいこの時期に、豊かで多様な体験を十分に行うことができるようにすることが必要。

3. 幼児教育の基本

- ・幼児教育では、幼稚園教諭・保育士・保育教諭等がその専門性を発揮して、幼児が思わず関わりたくなるような魅力的な環境を意図的・計画的に構成し、幼児が主体性を十分に発揮しながらその環境に関わる遊びや生活を展開することにより幼児の発達を促すという「環境を通して行う教育」が基本。
- ・幼児は、教育的な意図をもって計画的に構成された環境の下、好奇心や探究心をもって遊びを展開する中で、様々な能力や態度を身に付けていく。幼児期においては、遊びを通しての指導を中心に行うことが重要。

遊びは学び 学びは遊び
“やってみたいが学びの芽”



（動画コンテンツツェリンク）

第2章 幼稚園教育要領、保育所保育指針、幼保連携型認定こども園教育・保育要領に基づく教育活動の成果と課題等

1. 幼児教育の基本に関する事項

（1）身体の諸感覚を通じた豊かな体験

- ・近年、子供の外遊びの機会の減少、ゲーム時間・動画の視聴時間の増加、同年齢・異年齢の子供同士の交流機会の減少など、家庭や地域において幼児の発達に必要な直接的・具体的な体験を十分に確保することが困難になってきている中、幼児教育施設において、安全・安心な場所で、幼児が自由に伸び伸びと遊びながら、様々な人やもの、自然や文化等と直接的・具体的に触れて関わり、豊かな体験をする機会を積極的に設けていくことが一層必要。

（2）自発的な活動としての遊び

- ・幼児の遊びには、幼児の成長や発達にとって重要な体験が多く含まれており、自発的な活動としての遊びは、幼児期特有の学習。
- ・幼児期は、知識・技能を教え込むのではなく、幼児が幼稚園教諭・保育士・保育教諭等との信頼関係に支えられ、遊びを通して楽しいと感じる多様な体験をしながら、小学校以降の生活や学習の基盤となる資質・能力を育んでいくようにすることが重要。（参照：「[幼児教育と小学校教育がつながるってどういうこと？](https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/youchien/mext_02697.html)」https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/youchien/mext_02697.html）
- ・一方、一部の幼児教育施設においては、SNS等からの偏った情報やそれらに影響を受けた一部の保護者のニーズ等を優先し、ややもすると、文字や数量の機械的暗記や一方的指導など幼児の発達にふさわしくない教育活動が行われているとの指摘。また、保護者をはじめ社会においては、幼児教育施設はただ遊ばせているだけとの誤解もある。
- ・国・地方自治体においては、幼児期の発達の特性や幼児期にふさわしい教育の在り方について、妊娠期や子供が乳幼児の頃から保護者等に対して、一層の普及・啓発に取り組むことが必要。

（3）幼児教育において育みたい資質・能力

- ・幼児教育施設において、小学校以降の生活や学習につながる資質・能力を育むことへの認識が高まり、小学校教育との接続を意識した実践が行われるようになってきた等の成果が上がる一方、幼児教育関係者の中には、当該資質・能力と5領域のねらい及び内容、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」との関係を理解・実践することが難しいという指摘があるため、国・地方自治体においては、より実践的な調査研究を進めることが必要。

（4）「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」

- ・「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」については、幼保小の合同研修等でも活用され、幼保小接続期の教育に関する相互理解が深まっている等の成果が上がる一方、幼児教育関係者の中には、その文言のみで幼児を捉えようとしたり、幼児を当てはめて、できる・できないと安易に評価したりしているなどの課題が指摘されているため、国・地方自治体においては、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」の具体的活用等について、研修等を通じて一層の理解・啓発を図ることが必要。

（5）幼児理解に基づいた評価

- ・幼児教育施設における評価は、定量的に優劣を決めたり、ランクを付けたり、一定の基準に対する到達度についての評定によって捉えるものではなく、幼児の姿の変容を捉え、その姿が生み出されてきた様々な状況について適切かどうか検討し、教育を改善するための手掛かりを求めることである。幼児の発達の状況と評価の考え方を保護者と共有し、幼児教育施設と家庭が一体となって幼児の成長を支える取組を進めていくことが大切。

2. 現代的諸課題に応じて検討すべき事項

(1) 幼児教育施設におけるICTの活用

・国において、幼児教育の「環境を通して行う教育」の環境にデジタル環境が含まれることを明確にし、ICTの効果的な活用方法等の調査研究、研修プログラムの開発等、デジタル環境の整備や支援、低年齢児への弊害・リスクや活用上の留意点についての検討が必要。

(2) 特別な配慮を必要とする幼児への指導

・幼児の障害や文化的・言語的背景などの特性を踏まえた教育を行うことが必要であり、国・地方自治体において、特別な配慮を必要とする幼児への継続的な支援を可能にする体制作り（幼児教育施設と医療、母子保健、福祉等の関係機関との連携促進、幼児教育施設へのアドバイザー等の積極的派遣、研修プログラム・研修資料等の提供等）が必要。

(3) 幼稚園等が行ういわゆる預かり保育

・国・地方自治体において、教育課程に係る教育時間終了後等においても、幼児の学びや成長につながる教育活動が実施されるよう、幼稚園等におけるいわゆる預かり保育について、より実践的な調査研究を進めることが必要。

(4) 幼稚園等における満3歳以上児の教育の接続

・満3歳未満児の実態を踏まえながら、0歳から18歳の子供の発達や学びの連続性の観点、満3歳以上児の教育との円滑な接続や幼保小の接続を見通した幼児期における教育の一貫性・連続性の確保という観点から、幼児教育の充実を図ることが必要。

(5) 地域における幼児教育施設の役割

・幼児教育施設は、地域の幼児教育の中核的存在として、在園児のみならず、地域の子供に幼児教育の機能と施設を積極的に開放し、様々な家庭や年齢層の子供が学びの環境に関わることができるようにすることが重要。

・保護者が幼児教育施設に対し、長時間預かることを求めたり、幼児への教育について過度に期待しすぎたりする傾向も見られる。幼児の健やかな成長のためには、幼児教育施設と家庭・地域がそれぞれの有する教育機能や役割を発揮し、支え合いながら一体となって子育てに取り組むことが必要。保護者の家庭での養育等の重要性についても普及・啓発することが重要。

3. 幼児教育と小学校教育との円滑な接続

・国においては、「幼保小の架け橋プログラム」を推進しており、一部の地域では、幼児教育施設において小学校の各教科等の指導の専門性等を参考に幼児の主体的な遊びを支える働きかけが充実したり、小学校において入学当初の指導方法が変わり、子供の主体的な姿がより見られるようになってきているなどの成果が上がっている。

・一方、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響による幼保小の連携・接続の取組の中断等により、全国的にみると未だ不十分。

・小学校低学年においていじめの認知件数が多く、また不登校児童の増加率が高いことを踏まえ、いじめ・不登校対策の観点からも、幼保小の接続期の教育の充実に取り組むことが重要。

・幼児教育施設と小学校の両者が連携の意識をもち、教育実践を見合い、相互の共通理解を図ることが重要。特に小学校入学当初は幼児教育との指導方法の連続性・一貫性を確保することが重要。

・小学校以降で進められている教育の方向性（「個別最適な学び」と「協働的な学び」を一体的に充実し、主体的・対話的で深い学びの視点からの授業改善につなげていくこと）は、子供それぞれの興味・関心や一人一人の個性に応じた多様で質の高い学びを引き出す観点から、幼児教育の「環境を通して行う教育」の考え方とつながっている。小学校教育において、新たなICT環境や先端技術も活用しつつ、「環境を通して行う教育」という幼児教育の基本的な考え方を取り入れた教育実践の研究・普及を行っていくことが考えられる。

第3章 必要な条件整備

1. 地方自治体における幼児教育担当部局の在り方

・地方自治体においては、幼児期及び幼保小接続期の教育に関しては、設置者や施設類型を問わず、教育委員会が一元的に所管又は他の関係部局が所管する場合においても一定の責任を果たす体制を構築することなどにより、教育委員会が有する学校教育の専門的知見を生かしながら、幼児教育段階から高等学校教育段階までの教育の一貫性・連続性を確保した施策を展開することが重要。

2. 今後の幼児教育施設の在り方

・今後、人口減少が急速に進み、運営の継続が困難となる幼児教育施設が増える地域も出てくることが見込まれる中、国においては、地域において幼児教育施設の規模や期待する役割など今後の在り方について検討を進めることができるよう、調査研究等により支援を行うことなどが必要。

・とりわけ著しく減少が続いている公立幼稚園については、これまで果たしてきた役割を今後も果たせるよう、地方自治体において、地域の実情や保護者のニーズ等を踏まえつつ、3年保育や預かり保育の実施、認定こども園への移行等を検討することが必要。

3. 幼児教育施設への支援体制

- ・地方自治体において、
 - 地域の幼児教育ビジョンを明確にし、幼児教育センターの設置・活用、幼児教育施設の合同研修、幼児教育アドバイザー・架け橋コーディネーター等の育成・配置等を推進
 - 教育委員会が中心となり、「幼保小の架け橋プログラム」促進のための体制を構築
 - 国公立の幼児教育施設のネットワークやプラットフォームの構築、公開保育等を推進
- ・国において、
 - 幼児教育センターや幼児教育アドバイザー等を法令等に位置付け、広域連携を促進
 - 地方自治体における「幼保小の架け橋プログラム」の体制構築等の取組を支援
 - NIERセンターによる日本独自の質評価指標の開発や園内研修等における活用を推進
 - 幼児教育施設間のピア評価や第三者評価を通じた教育の質の見える化等を推進

※NIERセンター：国立教育政策研究所幼児教育研究センター

4. EBPMの推進

・国・地方自治体において幼児教育政策について検討を行うに当たっては、幼児教育の大規模縦断調査や諸外国の動向等の調査研究から得られたエビデンスを生かしながら検討を進めていくことが必要。

※EBPM：証拠に基づく政策立案（Evidence-Based Policy Making）

幼児期及び幼保小接続期の教育に関する参考資料

遊びは学び 学びは遊び “やってみたいが学びの芽”

～「やってみたい」から始まる学びの芽（知識・技能や思考力等の基礎、学びに向かう力）の育成～

幼稚園等においては、子供たちに遊びを通して資質・能力を育んでいること、その資質・能力は小学校以降の学習や生活の基盤となっていること等について、子供たちの遊んでいる姿や幼児教育施設と小学校の先生のインタビューを交えながら解説しています。

動画
コンテンツ



幼児期に遊びを通して育まれた資質・能力



小学校の学習や生活の基盤となっている
幼児期に遊びを通して育まれた資質・能力

動画コンテンツ：<https://www.youtube.com/watch?v=UxfAl3XWfGo>





幼児教育と小学校教育の特徴とは？

幼児教育と小学校教育の特徴を、教育課程等や教育方法などの面から見てみましょう。



幼児教育（幼稚園・保育所・認定こども園）

教育の目標

「感じる」「気付く」「考える」「工夫する」「興味をもつ」「関わる」等の
経験を重視

教育の方法 等

遊びを通した総合的な指導

幼稚園教育 要領等

5つの領域からなる「ねらい」と「内容」
（健康・人間関係・環境・言葉・表現）



小学校教育

教育の目標

「～できるようになる」「分かるようになる」等の
目標への到達度を重視

教育の方法 等

各教科等の目標・内容に沿って選択された
教材による授業

小学校 学習指導要領

各教科等における目標及び内容

（国語科・社会科・算数科・理科・生活科・音楽科・図画工作科・家庭科・
体育科・外国語科・道徳科・外国語活動・総合的な学習の時間・特別活動）

共通 幼児教育と小学校教育

幼児教育

10の姿を念頭に置きながら、小学校以降の生活や
学習の基盤となる資質・能力を育成する

幼児期の終わりまでに育ってほしい姿
（10の姿）

※ 内閣府の資料に基づき作成

小学校教育

10の姿を踏まえた指導を工夫することにより、
幼児期に育まれた資質・能力を踏まえて、教育活
動を実施する

教育課程等

一人一人の資質・能力を育んでいくよう教育の内容等を組織的かつ計画的に編成

教育方法

「主体的・対話的で深い学び」の実現

幼児教育と小学校教育の特徴をしてみると、様々な違いがあるように見えますが、子供の学びは連続していて、一人一人の資質・能力を育んでいくことには変わりはありません。
では、幼児教育ではどのように子供たちの資質・能力の育成を図っているのか、見てみましょう！

遊びを通した学び～幼児教育が大切にしていること～

幼児期は、幼児が自発的・主体的に人やものに関わりながら、遊びを通して必要な能力や態度などを獲得していく時期です。

そのため、幼児教育では、幼児の「遊びを通した学び」を大切にしています。ただ自由に遊ばせるのではなく、

幼児一人一人が自ら興味や関心をもって、遊びに夢中になる中で試行錯誤しながら、様々な経験を重ねていくことを大切にしています。

保育者は、幼児の遊びが確保されるよう、小学校以降の教育とのつながりを見通しながら、意図をもって幼児を取り巻く人やものといった環境を構成しています。

幼児教育では、こうした教育を「環境を通して行う教育」と呼んでいます。

そして、こうした幼児教育を通して育まれた幼児の資質・能力は、その後の小学校以降の生活や学習においての基盤となっています。



小学校以降の生活や学習の基盤となります。



幼児

遊びを通した総合的な指導を通して、
幼児教育において育みたい資質・能力が一体的に育まれていきます。

—— ものを転がす遊び ——



—— ものを転がす遊びを通して育まれる資質・能力の例 ——

- うまく転がしたいと思い、様々な斜度や素材で試してみる
- 友達の転がす様子をよく見たり、転がし方のアイデアを出し合ったりする
- 何度も試しながら、転がる仕組みに気付く
- 発見したうまく転がる方法を他の友達に伝える など

—— 幼児教育において育みたい資質・能力 ——



保育者

一人一人の幼児を理解し、幼児の興味が広がったり深まったりして遊びがさらに展開されるよう、必要な遊具や用具、素材などの物的環境や、保育者や友達との関わりなどの人的環境など、教育的に価値のある環境を計画的に構成しています。



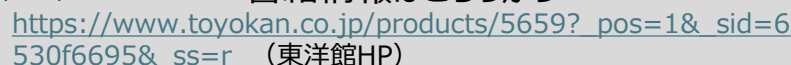
幼児教育と小学校教育がつながるってどういうこと？

第1章「幼児教育と小学校教育」においては、それぞれの教育の特徴等を解説し、第2章「各教科等における学びのつながり」においては、幼児期の遊びを通した学びと各教科等の学習（小学校一年生で学習する全ての各教科等）とのつながり等を解説しています。

小学校の 授業展開例

[illegible][illegible]

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/youchien/mext_02697.html (文部科学省HP)



◆遊びを通して多様な体験をすることが重要



遊びを通した学び

製作していて…

「どうやってつくるか教えて?」「いいよ! こうやってね…」と友達に聞いたり、動作と言葉で伝えたりしている。



遊びを通した学び

牛乳パックの船を真似て、空き箱で船づくり。水に浮かべるとすぐに崩れてしまった。「**どうして浮かばないの?**」と疑問をもって試している。



遊びを通した学び

お店屋さんごっこで…

「**お店の看板をつくろうよ**」
「**レストランの『レ』ってどうやって書くの?**」 絵とともに文字を書いて看板やメニューを作成する。



遊びを通した学び

ジャガイモの収穫…
「みんなで分けよう」「何個あるのかな」「10個ずつ数えてみよう」とたくさんあるジャガイモを10個単位にして数える方法に気付いた。



遊びを通した学び

ソラマメを分けよう…
「みんな一つ取って」「二つ目…」と均等に分けるために、声に合わせてそれぞれ一つずつ取っていく方法を考えて実行している。



遊びを通した学び

時計を見てみよう…
「長い針がカタツムリになったからお片付け〜」と時計の数字に対応した絵を見ながら、幼児が見通しをもって生活している。



遊びを通した学び

折り紙を小さく折っては
さみで切って広げると…

「きれいな飾りができた！」

とつくった飾りを窓や壁
に貼ったり、友達と見せ
合ったりして楽しんでいる。



遊びを通した学び

高いところからジャンプ…

「初めて跳べた！」 何回も小屋の
屋根に上がっては下を眺めていた
幼児。ある日屋根から跳び降りて
「初めて跳べた！」 と大喜び。



遊びを通した学び

ビニール紐を使ったクモ
の巣づくり…

**「引っかけたら、ダメってこ
とね！」** 張り巡らせた紐に
触れないように、体の動
きを意識して通り抜ける。



遊びを通した学び

テントの上にバッタを発見。
「届かないよ」「椅子を持ってきて」
「ほくの方が背が高、から届くよ」と
バッタを捕まえるために試行錯誤している。



遊びを通した学び

「待って！そこは掘らないで」「ここに道をつきたい」と意見の食い違いが起きてしまったが、自分の考えを伝えたり、友達の考えを受け止めたりしている。



遊びを通した学び

ルールを考えよう！

「順番にしたらどうかな」とより楽しくなるように話し合い、ルールを考え工夫しながら遊びを進めている。



遊びを通した学び

片付けの時間…

「明日も使うからここに置いておこう」と、明日の遊びへ見通しと期待をもって、片付けを楽しんで行っている。

個別最適な学習の原理、 それは幼児教育でいう「環境による教育」

幼児教育では、原則教えないで、**環境を整えます**。あとは子どもを見て、子どもだけでやれることと子どもだけではやれないことを見据えます。そして、子どもだけでできないことに関して、子どもだけでできるような後押しをします。

幼児教育あるいは**特別支援教育**というのは、**環境を整えて、一人一人を丁寧に見て、その子が本当に必要なところだけを支える教育**です。要するに、個別最適な学びの原理や目指す姿はそういったところにあると思うのです。

ヒントは
幼児教育にある！



【奈須正裕先生インタビュー】「有能な学び手」としての子どもを信じる【「個別最適な学び」の核心に迫る～ひとりひとりに向き合う教育のこれから～】五月祭教育フォーラム2023 EDUPEDIA 2023.7.25 <https://edupedia.jp/archives/32162>

幼保小の架け橋プログラム

「幼保小の架け橋プログラム」の推進について

- 幼保小の架け橋期（5歳児から小学校1年生までの2年間）の教育の充実を図り、全ての子供に学びや生活の基盤を育む「幼保小の架け橋プログラム」を実施するため、文部科学省において、令和4年3月に、「**幼保小の架け橋プログラムの実施に向けての手引き（初版）**」と「**参考資料（初版）**」を作成
- 令和4年度から、「全国的な架け橋期の教育の充実」と「モデル地域（19自治体）における先進事例の実践」を並行して推進
- 各自治体において実施する「幼保小の架け橋プログラム」の取組は次のとおり
 - ・0歳から18歳の発達や学びの連続性を踏まえ、**5歳児のカリキュラムと小学校1年生のカリキュラムを一体的に捉え、地域の幼児教育と小学校教育の関係者が連携・協働して、カリキュラム・教育方法の充実・改善を促進**
 - ・3要領・指針、特に「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」の正しい理解を促し、教育方法の改善に生かしていくことができる手立てを普及
 - ・架け橋期に園の先生が行っている環境の構成や子供への関わり方に関する工夫を見える化し、家庭や地域にも普及

など

地域における体制のイメージ

自治体：地域の全関係機関の参画による「幼保小の架け橋期のカリキュラム」の開発、実施、評価・改善

○架け橋期のカリキュラム開発会議

【構成員】

- ・幼稚園、保育所、認定こども園、小学校
- ・教育委員会、子育て担当部局
- ・教員等養成や研修に関わる大学や専門学校
- ・幼保小の関係団体
- ・保護者や地域の関係者
- ・有識者
- ・架け橋期のコーディネーター（有識者）

様々な立場から意見や事例（動画や画像を含む）を出し合って話し合う



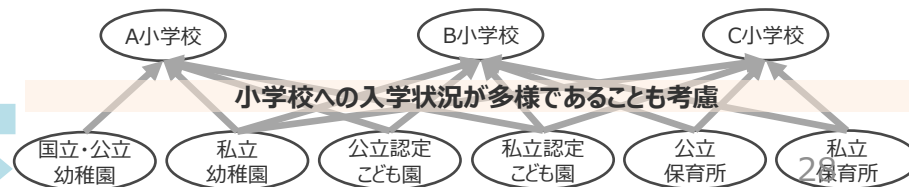
【取組内容】

- 手引きや参考資料を活用しつつ、
- ・**架け橋期のカリキュラム**の開発
- ・カリキュラムの実施に必要な研修、教材としての環境の活用等の開発
- ・持続的・発展的な架け橋期のカリキュラムに必要な支援
- ・国による架け橋期の教育の質保障の枠組みからの助言や各園・校の実践の検証結果を踏まえ改善

	0歳～	5歳児	小学校1年生	小学校2年生～
共通の視点として考えられる項目例		4 5 6 7 8 9 10 11 12 1 2 3	4 5 6 7 8 9 10 11 12 1 2 3	
①期待する子供像				
②遊びや学びのプロセス				
③園で展開される活動／小学校の生活科を中心とした各教科等の単元構成等				
④指導上の配慮事項	先生の関わり			
	子供の学びや生活を豊かにする園の環境の構成・小学校の環境づくり（※） ・・・			
⑤子供の交流				
⑥家庭や地域との連携				
・・・				

開発会議で開発する架け橋期のカリキュラムのイメージ

- ・架け橋期のカリキュラムを踏まえ、教育課程編成・指導計画作成、実施、改善
- ・各園・校において、接続をコーディネートする者の明確化
- ・持続的・発展的に実施する組織体制の構築



遊びや学びのプロセスで大切にしたい経験



- ①健康な心と体
- ②自立心
- ③協同性
- ④道徳性・規範意識の芽生え
- ⑤社会生活への関心
- ⑥思考力の芽生え
- ⑦自然との関わり・生命尊重
- ⑧数量や文字への関心・感覚
- ⑨言葉による伝え合い
- ⑩豊かな感性と表現

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
めざす子供の姿	年長児になった喜びを感じ、自分のできることをしようとしたり、友達と一緒に取り組んでいく楽しさを感じたりする。 ・それぞれのイメージや思いを出しながら自分たちで遊びを進めようとする。 ・クラスで過ごすことを楽しみながら、安心感をもったり、つながりを感じたりしていく。 ・生活の中ですることが分り、見通しをもって取り組んでいくようになる。 ・身近な自然物に関わり興味や関心を広げ、様々なことに気付いたり、驚いたり、不思議さを感じたり、それを伝えたりするようになる。 ・季節の移り変わりを感じながら、自然に親しんだり遊びに取り入れたりするようになる。	友達同士で刺激し合いながら自分なりの目的をもって遊び、自分の力を伸ばしていく。 ・自分の考えを出したり相手の考えを受け入れたりしながら友達と工夫したり協力したりして、遊ぶ楽しさを感じる。 ・一緒にすることを楽しみながら自分の力を伸ばしていくようになる。 ・身近な事象と関わりの中で、変化、仕組み、法則性などについて気付くようになる。 ・ものの色や形、性質などに関心をもち、遊びを楽しむために必要な物を作ったり、探したり、試したりするようになる。	友達と共通の目的に向かって、遊びを進めていく楽しさを味わう。 ・友達のおよそを感じながら共通の目的に向かって遊びを進め、目的を実現し達成感を味わう。 ・思った考えたりしたことを相手に分かるように話すとともに、気を付けて人の話を聞くようになる。 ・自分の目標に向かってあきらめず挑戦し、自分の力を伸ばしていくようになる。 ・数量や文字に対して興味や関心をもち、進んで遊びに使おうとする。 ・様々な人との関わりの中で刺激を受けながら、自分の見方や考えを広げる。 ・地域の行事や職場体験等体験したことを遊びに取り入れ、より本物らしく再現できるように追究していくようになる。							遊びや生活を自分たちでつくっていく中で、一人一人のよさが生かされ、クラスの連帯感が深まる。 ・自分達でルールを作り、守って遊びを楽しむようになる。 ・グループやクラスの中で、役割を意識して取り組むようになる。 ・自分の成長を感じ園生活の充実感を味わう。 ・就学に向けて期待をもちながら意欲的に過ごす。 ・自分たちの生活に見通しをもち、楽しみながら進めていき、充実感を味わう。 ・友達との遊びを進めながら互いのよさを認め合い、友達と過ごす喜びを感じる。		
予想される活動	興味・関心をもって自然物に親しむ 「わあきれい。不思議だね。どうなるのかな」「こうしたいから」 事例1	水・砂・泥などを使った遊び 「これ使おう」「やってみたい、こうなつたよ」「あとちょっと。もう一回やってみよう」 事例2	身体を使った遊び（運動遊び） 「焼きそばつこうやって料理するよね」 事例3	秋の自然を取り入れた遊び（お店屋さんごっこなど） 「看板も必要だね」 事例4	昔遊び・正月遊び 「今日も挑戦するぞ」「こうするとおもしろいね」 事例5							
指導上の配慮事項	一人一人の思いが満足できるような関わりを大切に											
	・やっさいことと遊ぶ姿や気持ちを認め励ます。 ・一人一人の楽しみ方を受け止める。 ・友達と一緒に遊ぶ姿に共感していく。 ・自然物等の気付きを一緒に楽しむ。 ・見通しをもって取り組めるようになる。	・生活や遊びについて、互いの話を聞き合う場面をつくる。 ・発見や感動に共感する。 ・友達の様子が刺激を得られるようにする。 ・友達の考えを聞いて自分なりの思いを伝えたりすることで、新たな視点を見い出していくように、いざこざや葛藤の場面に大切に介入する。	・友達と助け合って取り組んでいる気持ちに共感する。 ・自分の力を出せた喜びや、友達と一緒にやり遂げた達成感が味わえるようにする。 ・行事等は子供の興味や経験が生かせるものにする。 ・目標に向かって頑張りや認めたり一緒に取り組んだしなながら、やってみたいとする気持ちを大切に。 ・イメージが実現するような材料や方法を一緒に考え、実現していく喜びが味わえるようにする。	・互いに認め合い支え合う関係を育む学級の雰囲気をつくる。 ・一人一人が自信をもって行動している姿を認め、就学への期待に共感していくようにする。 ・感動を皆で共有することや伝え合う喜びを、十分に味わえるようにする。								
環境構成	・発見や工夫を伝えたり、一緒に調べたりする状況を作る ・したいことをじっくり楽しめる時間と空間を保障する。 ・栽培・飼育等は、子供と相談しながら決めていく。	・イメージを広げられるよう、様々な素材・材料・道具の置き場所や数量等を工夫したり、図鑑や写真等を活用したりする。 ・水・砂・泥等の自然物の感触や性質を楽しんだり発見したりできるよう、場の設定や道具の選定など工夫する。 ・繰り返し挑戦しながら、試したり工夫したりできる場を用意する。	・挑戦する意欲を高める環境を構成したり、友達と協力する状況をつくったりする。 ・体を動かす、挑戦してみたいような環境を構成したり共に楽しんだりする。 ・探究することを楽しむよう、多様な素材・材料・道具を準備したり、場や時間を保障したりする。 ・これまでの経験を生かして遊びに必要なものを自分達で選択できる状況をつくったりする。	・今まで頑張ったことが繰り返し楽しめるような場や道具を用意する。 ・これまでの経験を生かして、友達と遊びを進めていけるような材料や道具を準備する。 ・遊びを通して数量（時間）や文字に関心をもてるような環境を工夫する。								
地域連携	・家庭との信頼関係づくりを大切に。	・子供の園での具体的な姿を直接保護者に伝えながら、子供の良いところを家庭と一緒に伸ばそうとする。 ・生活リズムを整えることの大切さについて保護者と共有していく。	・子供の困り感に対して、園での環境の工夫や保育者の関わり方、友達とのやり取りなどを保護者に具体的に伝えたり、家庭での様子を聞いたりしながら、子供の成長を共に考える。 ・自然との関わり等、豊かな体験が家庭にもつながるように生活の様子を知らせる。	・就学に向けての不安や困り感に寄り添いながら個別の相談を受ける。 ・学校生活につながるよう、校区を歩くことや持ち物を自分で準備できるように、家庭と連携して取り組む。								
行事等	子供 先生	子供 先生	子供 先生	子供 先生	子供 先生	子供 先生	子供 先生	子供 先生	子供 先生	子供 先生	子供 先生	子供 先生
	○参観日 ○引継ぎ連絡会	○交流会の打ち合せ	○園内研修・校内研修への参加（年間を通して）	○交流会	○交流会	○交流会	○交流会	○交流会	○交流会	○一日入学	○引継ぎ連絡会	○要録

R.6 架け橋期のカリキュラム（小学校）

めざす子供像の実現に向けた共通して取り組みたい指導

春野東小学校区 めざす子供像

「主体的にチャレンジし、学びを将来につなぐことができる子ども」～学びの芽生え・学力向上に向けて～

A) チャレンジ精神

B) 自尊感情

C) コミュニケーション力

D) 郷土愛

学びのプロセスで大切にしたい経験

学校生活に慣れる

期待感をもつ

幼児期の経験を生かす

安心・安全に過ごす

自己発揮する

♡「どうして?」

♡「どうしたい?」

思いや願いをもつ

♡ 出会うせ方を工夫する経験をつなぐ

直接的に働きかける

見通しをもって活動する

自分の成長に気付き
新しい目標に向かう

♡「どうなりたい?」

振り返る

意欲・自信をもつ

♡「どうだった?」

生活上必要な習慣や技能を習得する

活動や体験する

見つける・比べる・例える試す・見通す・工夫する

学びに向かう主体的な姿

探究する

課題発見・課題解決

行為する・表現する

相手意識をもって活動する・伝える

試行錯誤する

繰り返し挑戦する・協働するルールや方法を工夫する

♡「どうしたらいい?」

感じる・考える

友達の思いを受け止める表現方法を工夫する

学校生活を楽しむ

広がる・深まる

気付きの質が高まる

- 健康な心と体
- 自立心
- 協同性
- 道徳性・規範意識の芽生え
- 社会生活との関わり
- 思考力の芽生え
- 自然との関わり・生命尊重
- 数量や図形・標識や文字への関心・感覚
- 言葉による伝え合い
- 豊かな感性と表現

小学校

中学校

高等学校

大学

社会人

高齢者

生涯学習

職業教育

国際教育

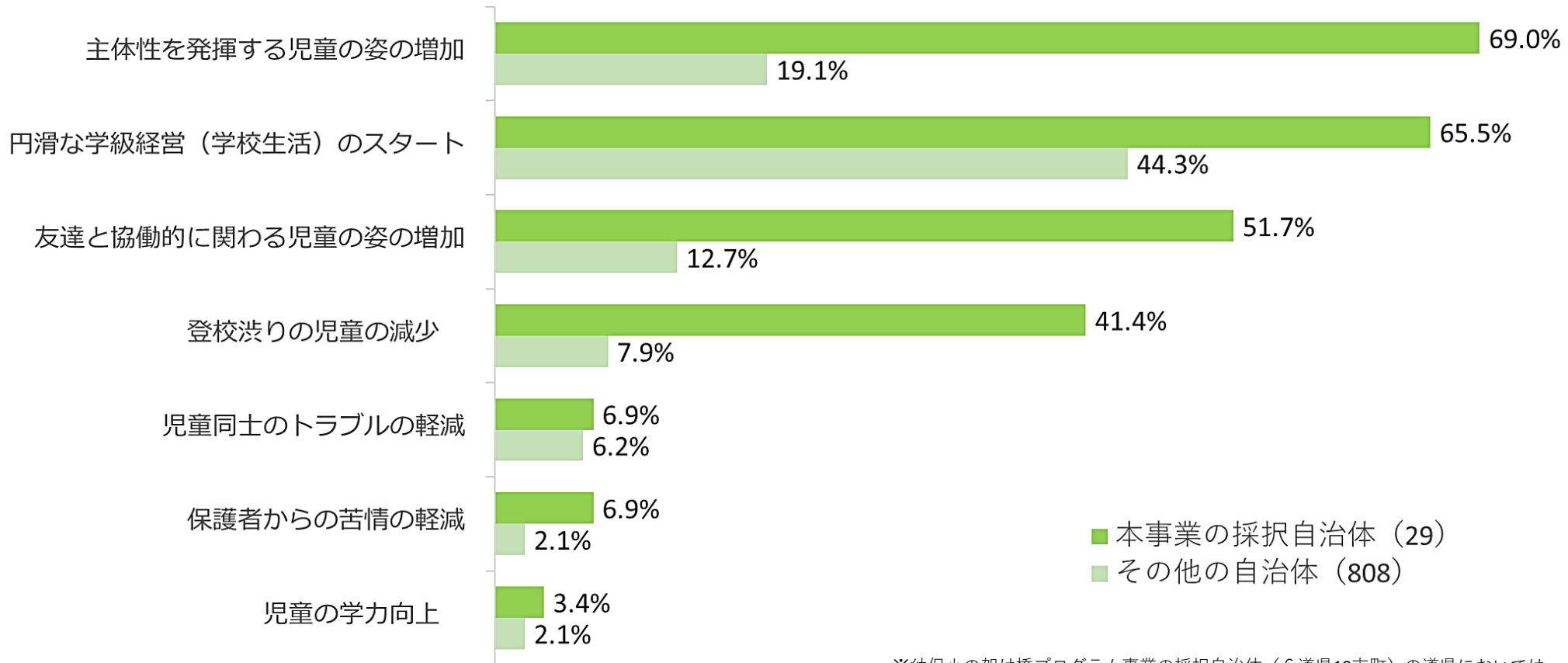
その他

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
めざす子供の姿	・ 幼児期の経験を生かしながら学習や生活に取り組んでいる。 ・ 学校での生活は、様々な人や施設と関わっていることが分かり、楽しく安心して過ごそうとしている。 ・ 友達や先生と一緒に挑戦しようとしている。		・ 不思議に感じたことについて見通しをもって調べたり、自分の考えを友達に伝えたりしている。 ・ 地域の自然に触れることで四季の変化や季節の特徴を確かめながら、身近な自然を楽しんでいる。		・ 互いの話に関心を持ち、相手の思いや考えを受けて話したり、聞いたりしている。 ・ 学習や生活の中で、自己の課題を見付け、解決のために活動を工夫したり、他者に伝えたりしている。 ・ 身近な自然を観察したり、地域の行事に関わったりするなどの活動を通して、そのすばらしさに気付き、親しみをもって関わろうとしている。		・ 自分自身の生活や成長を振り返る活動を通して、自分の成長に気付いている。 ・ 支えてくれている人々に感謝の気持ちを持ち、自分の成長への期待をもって意欲的に生活しようとしている。 ・ クラスや学校の一員としての存在や役割に喜びを感じている。					
中心となる活動	がっこうせいかつすあと （生活・国語・算数・図画工作・特別活動・道徳） がっこうたんけん （生活・国語・算数・図画工作・特別活動・道徳）		きれいにさいてね （生活・国語・算数・図画工作）		なつがやってきた （生活・国語・算数・図画工作・体育）		いきものとなかよし （生活・国語・算数・道徳）		たのしいあきいっぱい （生活・国語・算数・図画工作・音楽・道徳）		ふゆをたのしもう （生活・国語・体育）	
他教科との関連	スタートカリキュラム 国語・算数・生活・音楽・体育・図工・道徳・特別活動		こんなことしたよ（みんなにはなそう） みんなにはなそう（算数） あひせいでつなぐとくつ のりはいくつがはいくつ（算数） いきものランド 水あび（体育）		ほんはともたろ はっかんした（国語） どろがわおひ（算数） わがやうきくすりよう （おもしろいおもしろい）（算数） いんせいのうさぎ（音楽） どんないせつをしますか（道徳）		おもいで出でかへう（国語） かぞえてはにいれよう はこつにつたよ（図画工作） かたあそび（算数） わだしがわおええええ（道徳）		小学校のことを紹介しよう 1年かんをふりかえろう（国語） みんなで合わせて（音楽） いろなうさぎのうたあそび（体育）			
指導上の配慮	・ 「やってみたい」「しりたい」「できるようにになりたい」と思えるような学習対象との出会う機会、思いや願いを大切にできるような学習展開を工夫する。（通年） ・ 園での経験を引き出す投げかけをし、子供と一緒に活動の流れを考え出す。（通年） ・ やってみたいこと、聞いてみたいことなどを引き出し、興味・関心を高め、学校たんけんを中心に学習活動を展開する。 ・ 学校生活の流れやまじり、学習の流れやルールを確認しつつ、園での経験が生かせるように一緒に考え、進める。 ・ 発言やつづき、絵などを活用して、思考の流れやめあての達成に向けた考えを支援できる板書をする。（通年）		・ つぶやきや活動の様子を丁寧に見取り、働きかけ、活動の充実につなげる。（通年） ・ 学習活動や学習形態を工夫し、子供の伝え合う気持ちを引き出す。（通年） ・ 身近な自然を観察することで、それらの違いや特徴を見付けたり、伝え合ったりできるようにする。 ・ 身近なことを伝え合い、言葉が豊かなよう学習を進める。（国語科「みんなにはなそう」の関連） ・ 適切に振り返りを行い、次時に生かす。（通年）		・ 自ら活動できるように、自由に使える材料や道具を種類ごとに分類し、使いやすい場所に準備したり、収集した物を分類して保管できるスペースを準備したりし、様々な素材の特徴に気付くようにする。 ・ 友達と共通の目標に向かって学習を進めることができるように、単元のゴールまでの授業の流れを話し合い、それらを可視化することで、自ら確認しながら学習や活動に向かえるようにしておく。 ・ 友達との共通点・相違点、自分自身のよさに気付けるよう、子供同士がよきつなぐように、学習や活動では適切にグループ活動を取り入れる。		・ 冬ならではの遊びの経験が発揮できるように、自由に使える材料や道具を種類ごとに分類し、使いやすい場所に準備する。 ・ これまでの学習や生活の足跡を振り返り、自ら自身の成長を振り返ることができるように、ICTを活用するなど、指示の仕方を工夫する。					
連地家携の地域	・ めざす子供の姿と共にスタガ期の学校生活や授業について大切にしていることを、通信や保護者説明会等で伝える。		・ 児童が主体的に物事に関わろうとする姿や経験していることを家庭や地域に発信し、児童の成長を温かく見守っていきけるようにする。		・ 生活科の「家庭生活に関わる活動」の目的や内容について、児童自ら、自分の役割を家庭の中で積極的に果たしたり、規則正しく健康に気を付けて生活したりできるように、家庭に協力を呼びかけるとともに、ICTなどを活用して活動の様子を記録する。		・ 生活科「自分自身の生活や成長を振り返る活動」の目的や内容について、児童が自分の成長を実感できるように、家庭でも成長と一緒に喜ぶことができるような投げかけをする。					
行事等	○入学式	○参観日	○入学生	○参観日	○参観日	○参観日	○参観日	○参観日	○参観日	○参観日	○参観日	○参観日
先生	○参観日	○参観日	○参観日	○参観日	○参観日	○参観日	○参観日	○参観日	○参観日	○参観日	○参観日	○参観日
交流	○交流会	○交流会	○交流会	○交流会	○交流会	○交流会	○交流会	○交流会	○交流会	○交流会	○交流会	○交流会
一日	○一日入学	○一日入学	○一日入学	○一日入学	○一日入学	○一日入学	○一日入学	○一日入学	○一日入学	○一日入学	○一日入学	○一日入学
引継	○引継ぎ連絡会	○引継ぎ連絡会	○引継ぎ連絡会	○引継ぎ連絡会	○引継ぎ連絡会	○引継ぎ連絡会	○引継ぎ連絡会	○引継ぎ連絡会	○引継ぎ連絡会	○引継ぎ連絡会	○引継ぎ連絡会	○引継ぎ連絡会
打ち	○交流会の打ち合わせ	○交流会の打ち合わせ	○交流会の打ち合わせ	○交流会の打ち合わせ	○交流会の打ち合わせ	○交流会の打ち合わせ	○交流会の打ち合わせ	○交流会の打ち合わせ	○交流会の打ち合わせ	○交流会の打ち合わせ	○交流会の打ち合わせ	○交流会の打ち合わせ
参加	○園内研修・校内研修への参加（年間を通して）	○園内研修・校内研修への参加（年間を通して）	○園内研修・校内研修への参加（年間を通して）	○園内研修・校内研修への参加（年間を通して）	○園内研修・校内研修への参加（年間を通して）	○園内研修・校内研修への参加（年間を通して）	○園内研修・校内研修への参加（年間を通して）	○園内研修・校内研修への参加（年間を通して）	○園内研修・校内研修への参加（年間を通して）	○園内研修・校内研修への参加（年間を通して）	○園内研修・校内研修への参加（年間を通して）	○園内研修・校内研修への参加（年間を通して）
振り	○交流会の振り返り	○交流会の振り返り	○交流会の振り返り	○交流会の振り返り	○交流会の振り返り	○交流会の振り返り	○交流会の振り返り	○交流会の振り返り	○交流会の振り返り	○交流会の振り返り	○交流会の振り返り	○交流会の振り返り
引継	○引継ぎ会	○引継ぎ会	○引継ぎ会	○引継ぎ会	○引継ぎ会	○引継ぎ会	○引継ぎ会	○引継ぎ会	○引継ぎ会	○引継ぎ会	○引継ぎ会	○引継ぎ会

幼保小の架け橋プログラムの成果 (幼保小の架け橋プログラム事業におけるアンケート調査結果より)

Q. 幼保小の接続に取り組んでいる中で、改善された小学校（学級）の課題があれば、当てはまるものを選択してください。（当てはまるものを全て選択）

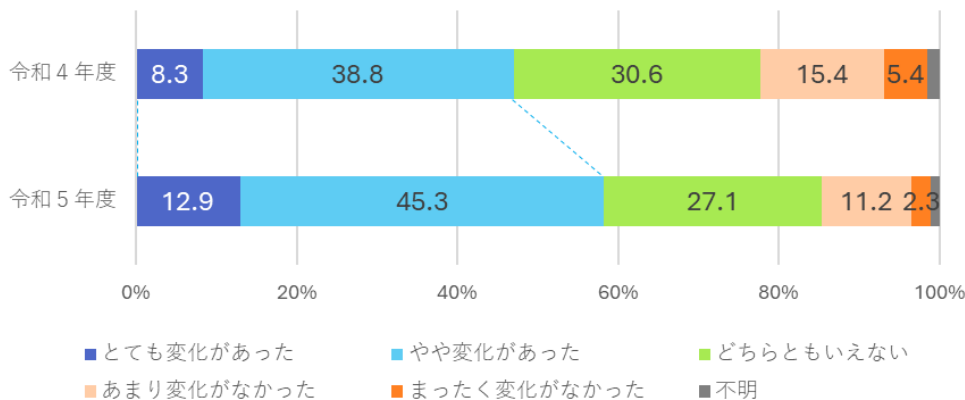
【改善された小学校の課題（令和5年度）】



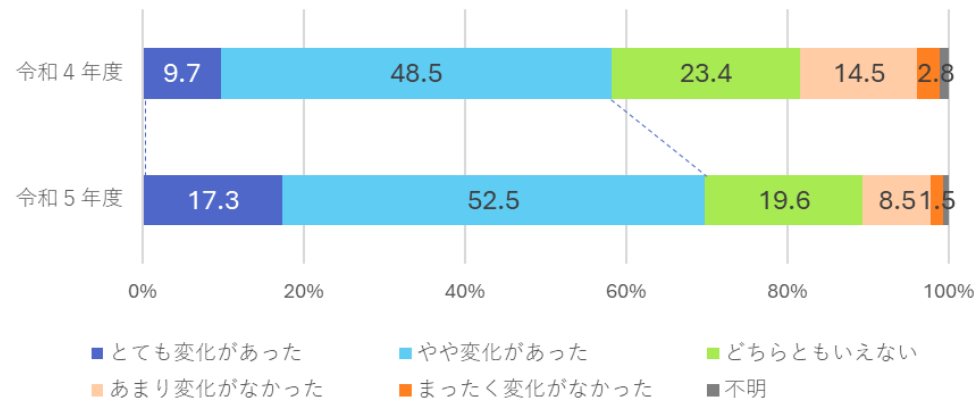
※幼保小の架け橋プログラム事業の採択自治体（6道県13市町）の道県においては、道県の回答及び連携市町からの回答を「採択自治体」として集計している。

Q. 今年度の幼保小の接続の取組を通して、貴園・貴校の先生による／ご自身の子どもへの関わりや指導方法に変化はありましたか。

幼児教育施設（管理職）

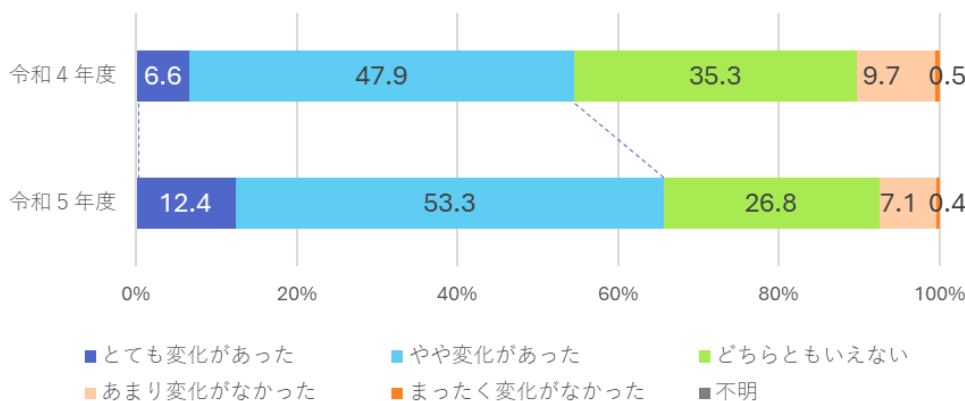


幼児教育施設（学級担当）

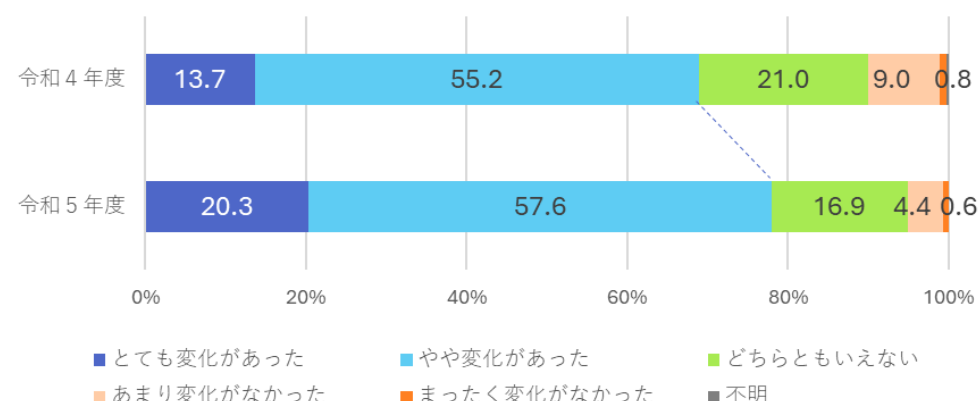


○ 幼児教育施設においては、小学校教育を見通し、人前で自分の意見や気持ちを話す機会の設定や、小学校進学への興味や期待を膨らませる指導、子供自身が時間を意識できるような働きかけなど、小学校の生活や学びへの接続に向けた指導への変化を回答する割合が増えた。

小学校（管理職）



小学校（学級担当）

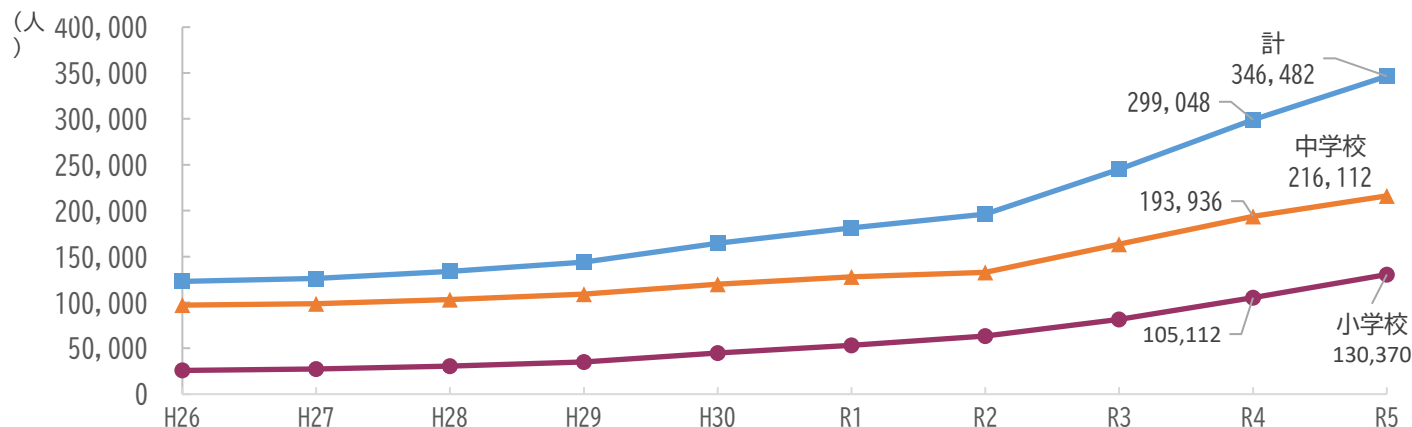


○ 一人一人の児童の実態や興味・関心に合わせた指導、児童の幼児教育施設での経験を意識し、できるようになったこと・まだできないことを考慮した指導、児童が安心して活動できる教室環境や授業構成など、幼児教育の考え方を参考にした指導への変化を回答する割合が増えた。

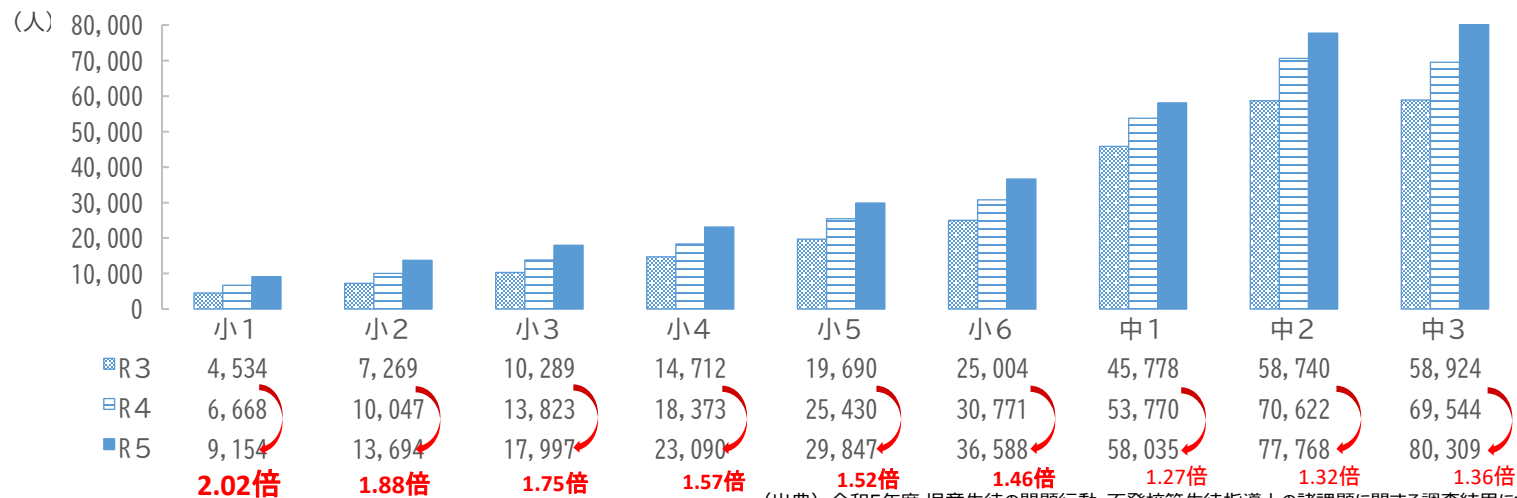
不登校の状況について

- ・小・中学校における不登校児童生徒数は約34万6千人(過去最多)
- ・全学年で前年度と比較して増加しているが、近年、**小学校低学年の増加率が大きくなっている。**

小・中学校それぞれの不登校児童生徒数の推移



学年別不登校児童生徒数



(出典) 令和5年度 児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果について

幼児教育施設を対象とする小学校接続加算の見直しについて

1. 小学校との接続・連携に係る補助（小学校接続加算）

- ・子ども・子育て支援新制度においては、子供の発達や学びの連続性を踏まえた小学校への円滑な接続を図るため、小学校との連携・接続に取り組む幼稚園・保育所・認定こども園に補助を行っているところ。（＝小学校接続加算）
- ・架け橋期の教育の更なる充実を図るため、令和6年度から以下の取組等を行う施設への加算額を**317,130円**とした。

小学校と協働して、5歳児から小学校1年生の**2年間**（2年以上を含む。）の**カリキュラムを編成・実施**していること。
（なお、小学校との継続的な協議会の開催等により具体的な編成に着手していると認められる場合を含む。）

※ 幼児教育施設に対して卒園した幼児が入学する全ての小学校と連携することまで求めるものではありません。

2. 教育委員会の関わり

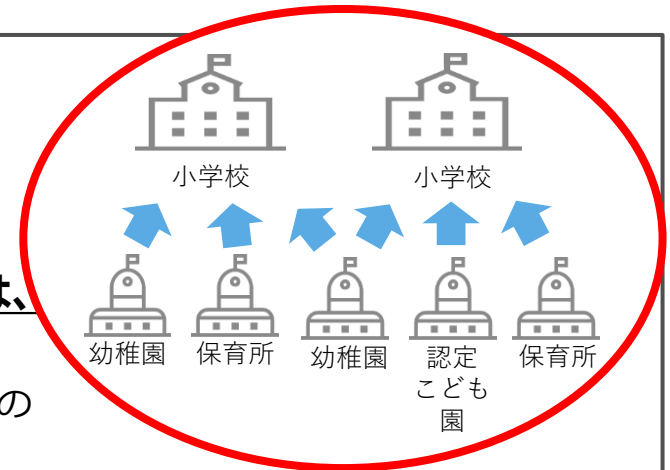
各幼児教育施設と小学校が、それぞれ複数の園や学校と個別に協議してカリキュラムを策定するとすると、過度な負担となることが懸念される。



地域で一体となって幼児教育施設と小学校の接続を進めるためには、教育委員会が主導的な役割を發揮することが必要。

（例）・小学校区を目安に幼児教育施設と小学校のグループをつくり、架け橋期のカリキュラムを策定するための協議の場を設定

・教育委員会が先導して、域内の幼児教育施設・小学校と協議しながらモデルカリキュラムを策定



幼児教育において育まれた資質・能力は小学校以降の生活や学習の基盤となることから、更なる幼児教育と小学校教育との円滑な接続の促進を図ることが必要。

幼児教育推進体制等を活用した 幼保小の架け橋プログラム促進事業

※予算成立前

令和7年度予算額（案）

5億円
（新規）



現状・課題

- ・ 幼児教育は生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであり、家庭や地域の状況に関わらず、全ての子供が格差なく質の高い学びを享受でき、その後の学びへと接続できるよう、**幼児期及び幼保小接続期の教育の充実を図ることが重要**である。
- ・ 国においては、この趣旨を実現するため、**モデル地域における「幼保小の架け橋プログラム」の実践・成果検証**を行ったところ、**小学校入学当初の教師の指導方法が変わり、子供の主体的な姿がより見られるようになってきているなどの成果**が上がっている。
- ・ 一方で、全国的にみると幼保小の接続に関する取組は未だ不十分であり、設置者や施設類型を問わず、各地域において**幼保小の関係者が連携・協働し子供の発達や学びの連続性を確保したカリキュラムの実施や教育方法の改善などが必要**である。

事業内容

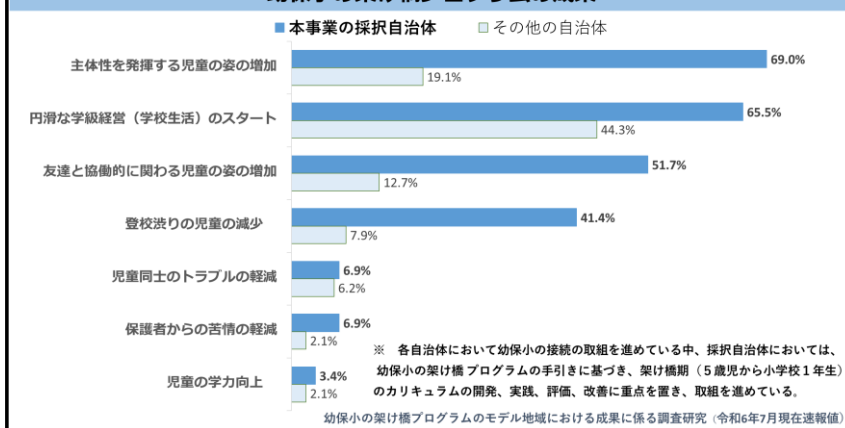
幼児期及び幼保小接続期の教育の質的向上を図るため、**自治体における幼児教育センター等の幼児教育推進体制等を活用**した、**架け橋期のコーディネーター等の育成・派遣**を推進すること等により、**5歳児から小学校1年生までの架け橋期のカリキュラムの策定・実施・改善**を行うための体制を構築し、**全国規模で「幼保小の架け橋プログラム」の更なる促進**を図る。

実施主体	都道府県 市区町村	補助率	架け橋期のカリキュラムの実施、人材育成：1/2 幼児教育アドバイザー活動※：1/3
------	--------------	-----	--

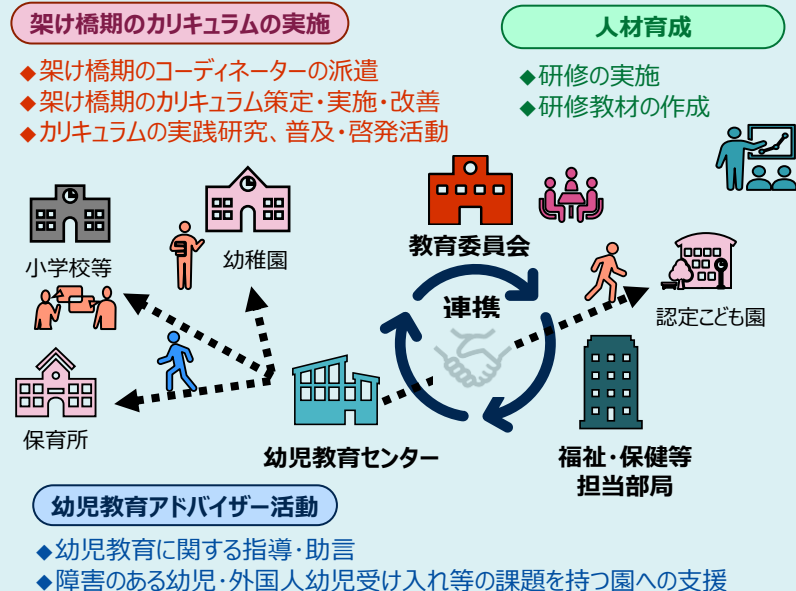
※「幼児教育推進体制を活用した地域の幼児教育の質向上強化事業」の実施実績が2年以下の自治体が対象。

補助対象経費	幼児教育アドバイザーや架け橋期のコーディネーター等の派遣・育成に必要な経費 架け橋期のカリキュラム開発会議等の開催に必要な経費 実践研究、巡回訪問、公開保育・研修等の実施に必要な経費 （人件費、会議費、諸謝金、旅費、委託費等）
--------	--

幼保小の架け橋プログラムの成果



「幼保小の架け橋プログラム」の促進



幼児教育センター設置 道府県一覧

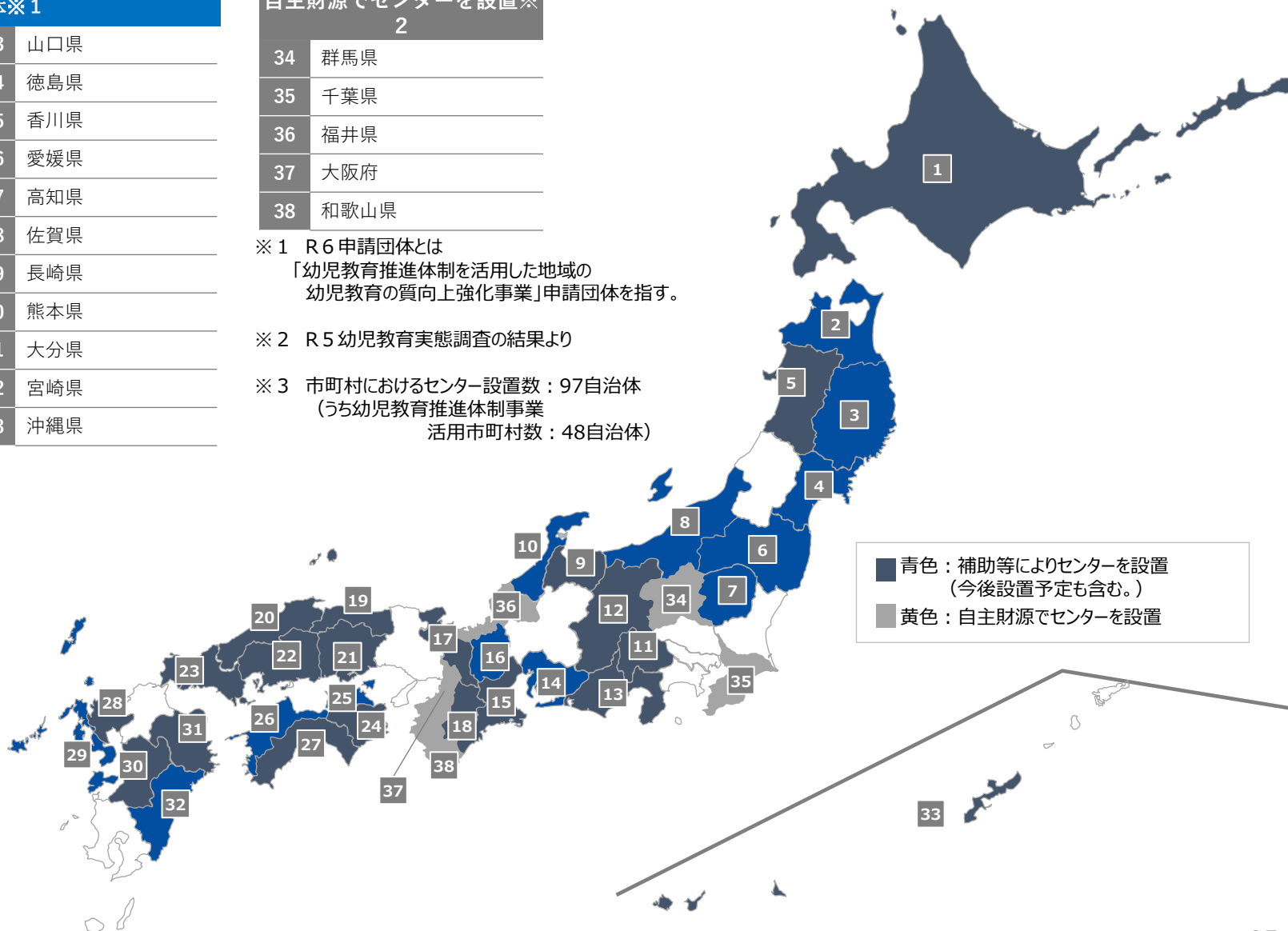
R6 申請団体※1			
1	北海道	23	山口県
2	青森県	24	徳島県
3	岩手県	25	香川県
4	宮城県	26	愛媛県
5	秋田県	27	高知県
6	福島県	28	佐賀県
7	栃木県	29	長崎県
8	新潟県	30	熊本県
9	富山県	31	大分県
10	石川県	32	宮崎県
11	山梨県	33	沖縄県
12	長野県		
13	静岡県		
14	愛知県		
15	三重県		
16	滋賀県		
17	京都府		
18	奈良県		
19	鳥取県		
20	島根県		
21	岡山県		
22	広島県		

自主財源でセンターを設置※2	
34	群馬県
35	千葉県
36	福井県
37	大阪府
38	和歌山県

※1 R6 申請団体とは
「幼児教育推進体制を活用した地域の
幼児教育の質向上強化事業」申請団体を指す。

※2 R5 幼児教育実態調査の結果より

※3 市町村におけるセンター設置数：97自治体
(うち幼児教育推進体制事業
活用市町村数：48自治体)



幼稚園とコミュニティ・スクール（これまでの整理）

新しい時代の教育や地方創生の実現に向けた
学校と地域の連携・協働の在り方と今後の推進方策について(答申)(抜粋)
平成27年12月21日 中央教育審議会

（幼稚園の特性を踏まえた在り方）（25ページ）

幼児期の豊かな体験となり、地域への愛着や誇りを持つ基盤となる。子供たちが地域で活躍する活動や場を作ることで、自己肯定感も育つ。

また、子供たちの健やかな成長のためにも、幼稚園、家庭、地域がそれぞれの役割と責任を自覚し、地域全体で教育に取り組む体制を構築していく必要がある。

具体的には、学校運営協議会を地域において幼児期から子供の育ちを一体的に考える場としていくことが重要であり、卒園児の保護者や区域の小学校や教育・保育施設の関係者等の協力を得ることで、小学校との円滑な接続や教育・保育施設との円滑な連携の推進等が期待される。

コミュニティ・スクールの在り方等に関する検討会議 最終まとめ（抜粋）
令和4年3月14日
コミュニティ・スクールの在り方等に関する検討会議

（小・中学校以外の学校種における導入の必要性和留意点）（20ページ）

③ 幼稚園

幼稚園においては、教育委員会等における幼児教育推進体制の整備を推進し、地域の小学校や幼児教育施設等とも連携しながら、地域全体で地域と連携・協働した取組の充実が求められているため、コミュニティ・スクールの導入を進める必要がある。その際、子供の学びの連続性の観点から、幼・小・中を通じた一貫教育に取り組む上で、**幼稚園と小・中学校が連携した学校運営協議会を設置することも有効**である。

他の学校種よりも保護者との関わりが強い幼稚園では、コミュニティ・スクールによって、保護者が積極的に学校（幼稚園）運営に関わることで、保護者としての成長を促す効果も期待される。

学びや生活の基盤をつくる幼児教育と小学校教育の接続について
～幼保小の協働による架け橋期の教育の充実～（抜粋）

令和5年2月27日 中央教育審議会 初等中等教育分科会
幼児教育と小学校教育の架け橋特別委員会

1. 架け橋期の教育の充実（10ページ）

（2）目指す方向性

② 架け橋期のカリキュラムの作成及び評価の工夫による PDCA サイクルの確立

（イ）架け橋期の教育の評価、家庭・地域との連携

このような架け橋期の継続的な PDCA サイクルを構築していくためには、幼保小の接続担当を園務・校務の分掌に位置づけ、幼保小の合同会議等をオンラインも適宜活用しながら定期的に開催するなど、幼保小の対話を継続するための工夫が必要である。その際、幼保小の合同会議では、参加者が互いに尊重し合いながら率直に語り合い、架け橋期という重要な時期を担う仲間として学び合えるような同僚性を形成しながら対話を行うことが重要である。また、架け橋期のカリキュラムに取り組む意義やねらい、子供の変容等について共有を図りつつ、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」等を活用しながら具体的に話し合い、目の前の子供の実態に応じて、架け橋期のカリキュラムの実践・改善等を行っていくことも大切である。

さらに、このように継続的に行われる対話においては、幼保小だけでなく、「社会に開かれたカリキュラム」の観点から、コミュニティ・スクール等を活用し、保護者や地域住民の参画を得る仕組みとしていくことが重要である。その際、幼児教育施設における遊びは、先生の意図的、計画的な教育であることが保護者や地域住民には伝わりにくいため、遊びを通して学びが小学校以降の教育の基盤につながっていくことについて、幼保小が連携して発信することが重要である。

4. 全ての子供に格差なく学びや生活の基盤を育むための支援（18ページ）

（2）目指す方向性

① 幼児教育施設のエデュケーション機能と場の提供

さらに、**コミュニティ・スクール等の仕組みを活用し、小学校と近隣の幼児教育施設や地域の自治会・まちづくり協議会等との連携・協力を促進し、乳幼児期の子供の保護者と小学生の保護者が交流できる場を設けることにより、保護者がそれぞれの子育て経験等を共有しながら、小学校での子供の学習や生活の見通しを持つことや、遊びを通して学ぶという幼児教育の特性について認識を共有していくことが期待される。**例えば、幼保小では1日の生活リズムが異なることを踏まえ、幼児教育施設と家庭が連携することにより、小学校生活を見据えながら、生活習慣を養うこと等が考えられる。

コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進

コミュニティ・スクール
(学校運営協議会を設置した学校)

学校運営協議会

学校運営や学校運営に必要な支援に関する協議を行う
※地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の5

- 校長が作成する学校運営の基本方針を承認
- 学校運営について、教育委員会又は校長に意見
- 教職員の任用に関して、教育委員会に意見

地域学校協働活動推進員

(委員) 10～15人程度
・地域住民、保護者
・地域学校協働活動推進員
・その他教育委員会が必要と認める者
(例：近隣幼稚園等・小中学校関係者) など



校長等

学校運営の
基本方針

学校運営・
教育活動



説明

承認

説明

意見

※ 学校運営の責任者として教育活動等を実施する権限と責任は校長が有する

意見

学校運営
教職員の任用

任命

委嘱

情報共有

地域学校協働活動推進員 ※社会教育法第9条の7
地域と学校をつなぐコーディネーターの役割

情報共有

地域学校協働活動

地域と学校が連携・協働して行う
学校内外における活動

※社会教育法第5条

地域学校協働活動推進員



教育・体験活動プログラム等の利用者と提供者のマッチングを行うポータルサイト (現在構築中) の活用

地域住民等の参画を得て、
・放課後等における学習支援・体験活動 (放課後子供教室など)
・授業補助、校内清掃、登下校対応、部活動補助などの学校における活動
・地域の防災活動やお祭り等地域の伝統行事への参画など地域を活性化させる活動などを実施

※ 地域学校協働本部
地域の人々や団体による「緩やかなネットワーク」を形成した地域学校協働活動を推進する体制

基本情報

学校

田村市立常葉幼稚園・小中学校

学校運営協議会

常葉幼稚園・小中学校運営協議会

令和2年6月26日 設置

委員構成

常葉幼小中PTA役員(現・元会長)
地域住民
常葉地域学校協働コーディネーター
幼稚園長・小中学校長
地域の有識者 など12名

会議回数

年間平均 6 回程度

地域学校協働活動推進員等数
()は内、学校運営協議会委員数

地域学校協働活動推進員 0 名 (0 名)

地域コーディネーター 1 名 (1 名)

地域学校協働本部

田村市地域学校協働本部

背景・取組概要

- ◆ 東日本大震災以降、本県では少子高齢化の進展や人口減少の急速な進行により、地域や家庭の教育力の低下や、学校における学級の小規模化又それに伴う統廃合の問題が、適正な教育環境を維持する上で大きな課題となっている。地域と学校が協働して、これらの課題の解消に取り組み、**学校や地域の教育活動の魅力化**を図っていく必要がある。
- ◆ 常葉地区の幼小中の学校運営協議会は、今年度で5年目を迎えている。「子どものウェルビーイング」の実現のためには、「教師のウェルビーイング」を確保し、それを家庭、地域と共に広げ共有していく必要がある。すべての教育活動について「**対話から信頼**」を高めていくために、今年度は教育目標をさらによりよいものにするために「**熟議を複数回行い**、地域・学校・保護者の関係がより深いものになり、学校経営が改善されると同時に、**子どもが成長し、地域が元気になるという視点を大事**にする。併せて**幼小中の学びについて系統性・連続性のある教育を目指し**、保護者、地域と共に教育目標やビジョンを明確にする。

工夫・ポイント・特徴的な取組

- ◆ 「**対話による信頼感向上のための熟議**」を核にした学校運営協議会
年6回の協議会の中核に「熟議」を据え、**学校教育目標や学校経営ビジョン**について保護者、地域の方々と共に話し合う場を設定し、**令和7年度教育課程に反映**する予定で取り組んでいる。
(4月25日・文科省CSマイスターとの研修会「コミュニティスクールと地域学校協働活動の一体的な推進」)
(7月5日・**第1回ミニ熟議**：「**子ども、家庭、地域のウェルビーイングの実現**」の研修会と感想交流会
常葉地区青少年健全育成市民会議等地域含めて40名が参加、文科省CSマイスターからの助言)
(8月20日・**第1回熟議**：「**常葉地区の子どもたち、学校(園)、地域をどのように育てたいですか**」のテーマのもと、45名が参加)
(12月13日・**第2回熟議**：「**子育てあるある**」のテーマのもと、60名が参加)
- ◆ **支援する者、される者の両者が幸せになり、充足感が持てる地域学校協働活動**
各ボランティア活動に参加される方が、また活動したいと思えるような環境づくりの推進。特に各活動においてボランティアの支援を受けるだけでなく、各活動の事後に**子どもからの感想や意見をフィードバックする機会(事後の感想記入や職員との振り返りの場の設定)**をすることで、活動の広がり(例：そば打ち体験から家庭科でのソバ粉を使ったスイーツ作り、そばの種まきから地域の名産エゴマ作りの提案、夏祭りの実施等)が**子どもから提案され、支援を受けるだけでなく双方向の交流**になっている。
- ◆ **コミュニティ・スクール、地域学校協働活動、幼小中一貫教育の三位一体的推進**
幼小の架け橋プログラム、小中教員の乗り入れ授業、全国学力・学習状況調査の向上へつなげる授業研究会、小中合同行事等への学校運営協議会委員の参加機会を作り、現場での意見交換を教育課程の編成に役立てている。
また、今年度複数回実施している熟議の場に常葉地区青少年健全育成市民会議のメンバーや常葉公民館の職員等の**重要な地域関係者が参加**していること、進捗状況について学校等へ田村市地域学校本部のメンバーが視察に来る等の特徴的な取組について、**他の中学校区へも活動の広がり**を見せている。



【第1回熟議の様子】

成果・効果

- ◆ ①**常葉地区幼小連携**、②小中一貫教育の推進の両方**に関して学校評価の項目に好影響が見られる。**(①は幼小の架け橋プログラムの検討へ学校運営協議会委員も参画、②は学校評価の項目)
例：合同授業研究会の継続や共通道徳の実施によるA評価 小R4・50%→小R5・89.5%、中R4・18.2%→中R5・64.3%)
- ◆ 多様な地域学校協働活動のボランティア協力もあり、「夏祭り」時には全児童の登校(217名)となり不登校児童0名：「R6.9.9現在」が続いている。
- ◆ 熟議の継続開催により、教師、保護者、地域の方々が「**もっと、お互いの事を理解して子どもたちのためになることをしていきたい。**」等の感想が寄せられている。

初等中等教育における教育課程の基準等の在り方について (令和6年12月25日中央教育審議会諮問)【概要】

子供たちを取り巻くこれからの社会の状況

- 不確実性の高まり（少子化・高齢化、グローバル情勢の混迷、生成AI等デジタル技術の発展等）
→子供たちは、激しい変化が止まることがない時代を生きる
- 労働市場の流動性の高まり、マルチステージの人生モデルへの転換
→自らの人生を舵取りする力を身に付けることの重要性
- 内なるグローバル化やデジタル化の負の側面等による社会の分断の芽への指摘
→多様な他者と、当事者意識を持った対話により問題を発見・解決できる「持続可能な社会の創り手」を育てる必要性
- テクノロジーは変化に伴う困難だけでなく多様な個人の思いを具現化するチャンスも生み出す
→生産年齢人口が急減する中、あらゆる資源を総動員し、全ての子供が豊かな可能性を開花できるようにすることが不可欠

現在の学校現場の状況

- 現行学習指導要領は、「社会に開かれた教育課程」を理念に掲げ、「何を学ぶか」だけでなく、「何ができるようになるか」を明確化し、「どのように学ぶか」の重要性を強調し、「主体的・対話的で深い学び」の視点からの授業改善を提示
- コロナによる制約に苦しみながらも、GIGAスクール構想による1人1台端末環境も活用し、精力的な授業改善が行われてきた
- 全国学力・学習状況調査やOECDのPISA調査において地域間格差・学力格差の改善も見られている
→我が国の初等中等教育は、質の高い教師の努力と熱意に支えられ、大きな成果を上げ続けている

顕在化している課題

①主体的に学びに向かうことができていない子供の存在

- ・ 学ぶ意義を十分に見いだせず、主体的に学びに向かうことができていない子供の増加
- ・ 不登校児童生徒、特別支援教育の対象となる児童生徒や外国人児童生徒、特定分野に特異な才能のある児童生徒への支援の充実とともに、多様性を包摂し、可能性を開花させる教育の実現が喫緊の課題
- ・ これらに向き合うことは、「正解主義」や「同調圧力」への偏りから脱却するとともに、民主的かつ公正な社会の基盤として学校を機能させ、分断や格差の拡大を防ぎ、共生社会を実現する観点からも重要

②学習指導要領の理念や趣旨の浸透は道半ば

- ・ 習得した知識を現実の事象と関連付けて理解すること、概念としての知識の習得や深い意味理解をすること、自分の考えを持ち、根拠を持って明確に説明すること、自律的に学ぶ自信がある生徒が少ないこと、等に依然として課題
- ・ 子供の社会参画の意識、将来の夢を持つ子供の割合等についても、改善傾向も見られるものの国際的に見て低い状況

③デジタル学習基盤の効果的な活用

- ・ デジタル学習基盤(※)は、一人一人のよさを伸ばし、困難の克服を助ける大きな可能性を秘めているが、効果的な活用は緒に就いたばかり
- ・ 我が国のデジタル競争力は国際比較でも低位であり、デジタル人材育成強化は喫緊の課題
- ・ 「デジタルの力でリアルな学びを支える」との基本的な考えに立ち、バランス感覚を持って、積極的に取り組む必要

(※) GIGA スクール構想による1人1台端末やクラウド環境等のデジタル学習基盤

- 子供たちが社会で活躍する2040年代を展望するとき、初等中等教育が果たすべき役割はこれまで以上に大きい

→これまでのよい部分を継承し、課題を乗り越え、高等教育との接続改善や国際的な潮流にも配慮しながら、新たな時代にふさわしい在り方を構築する必要

- 教師の努力と熱意に対して過度な依存はできず、教育課程の実施に伴う負担への指摘に真摯に向き合う必要性

→令和6年8月の中央教育審議会答申に基づく教員の勤務環境整備と整合させつつ、「令和の日本型学校教育」を持続可能な形で継承・発展

主な審議事項

1 質の高い、深い学びを実現し、分かりやすく使いやすい学習指導要領の在り方

- 生成AIが発展する状況の下、知識の概念としての習得や深い意味理解を促し、学ぶ意味や社会とのつながりが重要となる中、そうした授業改善に直結する学習指導要領とするための方策（特に、各教科等の中核的な概念等を中心に、目標・内容を一層構造化）
- 目標・内容の記載に表形式等を活用すること、学校種間・教科等間の関係を俯瞰しやすくすることのほか、デジタル技術を活用した工夫の在り方
- 重要な理念の関係性の整理（「主体的・対話的で深い学び」、「個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実」、「学習の基盤となる資質・能力」等）
- デジタル学習基盤の活用を前提とした、資質・能力をよりよく育成するための各教科等の示し方
- 学習改善・授業改善に効果的な評価の観点や頻度、形成的・総括的評価の在り方（特に、「主体的に学習に取り組む態度」をはじめ観点別学習状況の把握をより豊かな評価につなげるための改善）

3 各教科等やその目標・内容の在り方

- 小中高等学校を通じた情報活用能力の抜本的向上を図る方策（生成AI等に関わる教育内容の充実、情報モラルやメディアリテラシーの育成強化を含む）
- 質の高い探究的な学びを実現するための「総合的な学習の時間」、「総合的な探究の時間」の改善の在り方（情報活用能力の育成との一体的な充実等を含む）
- 高等教育段階でデジタル・理数分野への学部転換等の取組が進む中で、初等中等教育段階における文理横断・文理融合の観点からの改善の在り方
- 生成AIの活用を含めた今後の外国語教育の在り方や、手軽に質の高い翻訳も可能となる中での外国語を学ぶ意義についての考え方
- 教育基本法、学校教育法等に加え、こども基本法の趣旨も踏まえた主体的に社会参画するための教育の改善の在り方
- 多くの教科・科目の構成の改善が行われた高等学校教育について、その一層の定着を図るとともに、職業教育を含めた今後の改善の在り方
- 特別支援学級や通級指導に係る特別の教育課程、自立活動の充実等を含む、障害のある子供の教育的ニーズに応じた特別支援教育の在り方
- 幼児教育と小学校教育との円滑な接続の改善の在り方、設置者や施設類型を問わず、幼児教育の質の向上を図る共通の方策

2 多様な子供たちを包摂する柔軟な教育課程の在り方

- 興味・関心や能力・特性に応じて子供が学びを自己調整し、教材や方法を選択できる学習環境デザインの重要性、デジタル学習基盤を前提とした新たな時代にふさわしい学びや教師の指導性の在り方
- 教師に「余白」を生み、教育の質の向上に資する可能性も含めた、子供たちの可能性が輝く柔軟な教育課程編成の促進の在り方（各種特例校制度等を活用しやすくすること、標準授業時数に係る柔軟性、学習内容の学年区分に係る弾力性、単位授業時間や年間の最低授業週数の示し方）
- 高等学校の生徒の多様性に応える柔軟な教育課程の実現のための、全日制・定時制・通信制を含めた諸制度の改善の在り方
- 不登校児童生徒や特定分野に特異な才能のある児童生徒など、各学校が編成する一つの教育課程では対応が難しい子供を包摂するシステムの構築に向けた教育課程上の特例等の在り方

4 教育課程の実施に伴う負担への指摘に真摯に向き合うことを含む、学習指導要領の趣旨の着実な実現のための方策

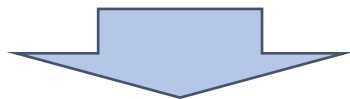
- 教育課程の実施に伴う過度な負担や負担感が生じにくい在り方（学習指導要領や解説、教科書、入学者選抜、教師用指導書を含む）
- 現在以上に増加させないことを前提とした年間の標準総授業時数の在り方、教育課程の実施に伴う負担に留意した上での、現代的な諸課題を踏まえた様々な教育の充実の在り方
- 新たな学びにふさわしい教科書の内容や分量、デジタル教科書の在り方
- 情報技術など変化の激しい分野において、教師の負担軽減を図りつつ最新の教育内容を扱うことを可能とするための方策
- 各学校での柔軟な教育課程編成を促進し、多様な取組の展開に資する、教育委員会への支援強化、指導主事等の資質・能力の向上の在り方
- コミュニティ・スクールを含む地域や家庭との連携・協働を促進しつつ、過度な負担を生じさせずにカリキュラム・マネジメントを実質化する方策
- 学習指導要領の趣旨・内容について、保護者をはじめ社会全体と共有するとともに、学校種を超えて一人一人の教師に浸透を促す方法の在り方

大規模縦断調査

【現状】

幼児教育をはじめとする教育の質の向上について、これまでの経験や勘に頼らず、科学的な根拠を基にした対応が求められている。

欧米では幼児教育と子供の将来への影響についての調査研究が実施されており、幼児教育の重要性が認識されているが、日本では、小規模、短期間のものしかなく、重要性の認識が低い。

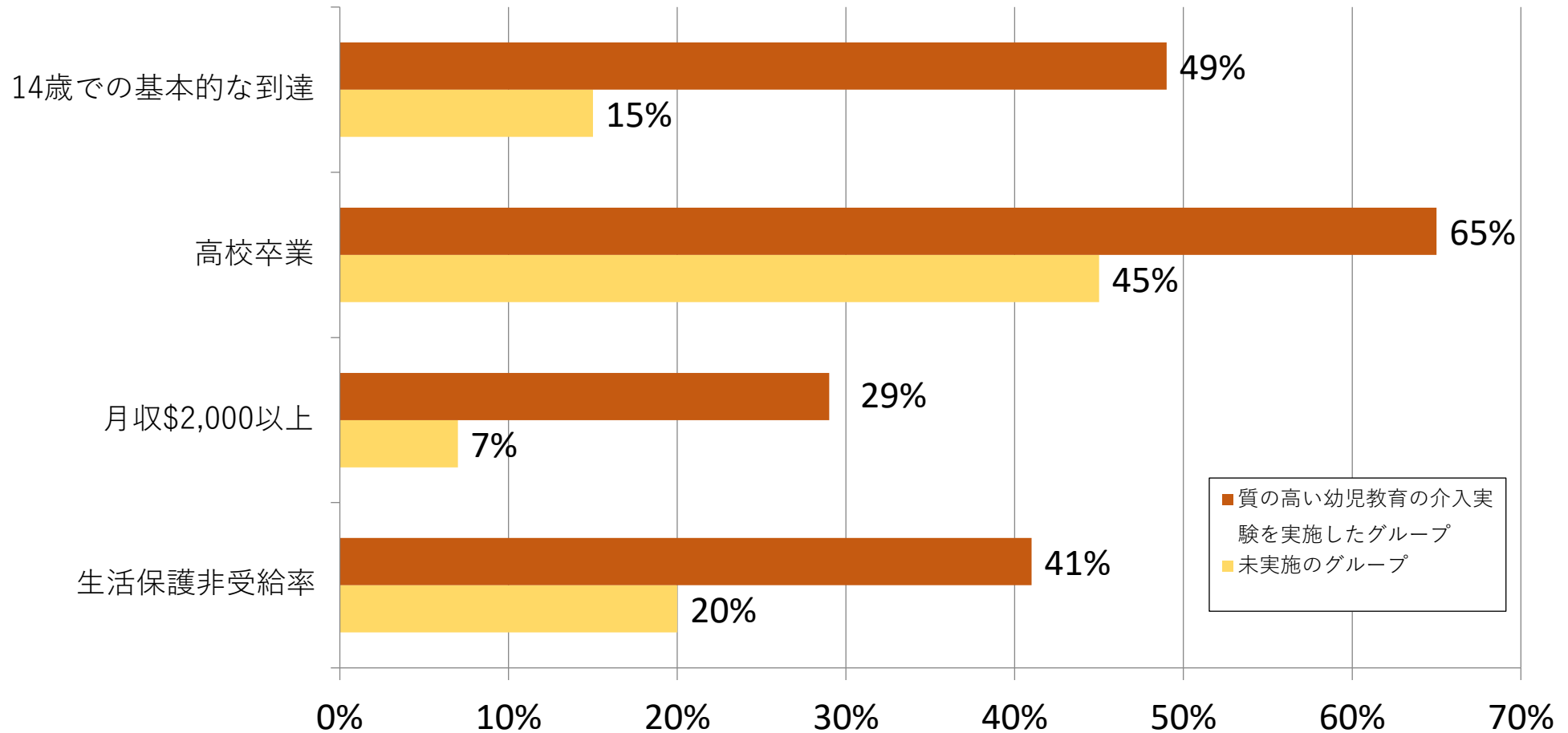


【対応】

幼児教育の子供の将来への影響に関する大規模で長期的な調査を今年度から実施。

諸外国の調査①

- 教育の効果は、受けた本人だけでなく、社会に対しても効果大きい。
- 質の高い幼児教育プログラムへの参加は、将来の所得の向上や生活保護受給率の低下等につながる。



出典: Heckman and Masterov (2007) "The Productivity Argument for Investing in Young Children"

※ 1960年代のアメリカ・ミシガン州において、低所得層アフリカ系アメリカ人3歳児で、学校教育上の「リスクが高い」と判定された子供を対象に、一部に質の高い幼児教育を提供し、その後約40年にわたり追跡調査を実施しているもの。(ペリー就学前計画)

質の影響 ②質が下がると発達に悪影響がある

カナダ ケベック州の例

- 1997年幼児教育の利用料引き下げによる保育所の利用の増加この制度変更の対象になった児童らが 20 代になった後の非認知能力、健康、生活満足度、犯罪関与にマイナスの影響を与えた。(男子での攻撃性、多動)ここからは幼児期の教育は、マイナスの効果も長期にわたって持続することを示唆する。
- その理由として、利用料の引き下げによる保育所の増加 によって保育の質が低下したことがその一因と論じられている。(ただし他の要因からの解釈もある)。

出典 Baker et als.2018 Long run impacts of a universal child care. American Economic Journal 11(3) 1-26.

※出典

- ・ Baker et als.2018 Long run impacts of a universal childcare. American Economic Journal 11(3) 1-26.
- ・ 中央教育審議会初等中等教育分科会幼児教育と小学校教育の架け橋特別委員会（第1回）秋田喜代美委員 配付資料より抜粋

幼児教育に関する大規模縦断調査事業

事業概要

令和7年度予算額（案） 1.1億円（前年度予算額 0.8億円）

- 幼児教育の分野においては、長年にわたり、より良い教育を目指した実践等が積み重ねられてきたが、今後は調査・研究から得られた実証データの分析によるエビデンスに基づきながら、政策形成に取り組むことが重要。また、諸外国では、幼児教育の効果を示した長期追跡調査の研究成果はあるが、各国の教育制度や文化等も異なることから、日本においても、大規模な追跡調査を実施することが必要。
- 本調査では、**子供の成長に資する質の高い幼児教育を科学的に明らかにし**、今後の幼児教育の政策形成に資するエビデンスを得るため、**5歳児を対象に5年間の追跡調査を行い、幼児教育が、子供の発達、小学校以降の学習や生活にどう影響を与えるかについて検証**を行う。

調査研究の概要（受託団体：東京大学）

（1）実施規模 約15,000名の5歳児を対象にした5年間の追跡調査

※地域区分や人口規模等を踏まえて、全国8ブロックから大規模・中規模・小規模自治体合わせて75市町村から調査対象者を無作為抽出

（2）調査方法・調査対象 以下の調査対象者にアンケート調査を実施

- ①調査開始時点で、**就学前教育・保育施設（施設種、公立・私立、認可・無認可は問わない）に通う5歳児の子供をもつ保護者**
- ②上記①の5歳児の子供が通う**施設の園長・担任保育者**（幼稚園教諭、保育教諭、保育士等）※本調査1年目（R6年度調査）
- ③上記①の5歳児が就学した**小学校の校長・担任教師** ※本調査2年目（R7年度調査）以降

（3）調査内容

- ①保護者：**子供の発達状況や家庭での生活状況、保護者の収入・学歴等について**（小学校4年生まで追跡調査）
- ②園長・保育者：**園の教育方針や幼児教育の実践（子供の自主性の尊重等）、環境（職員数・経験年数等）等について**
- ③小学校の校長・担任教師：**幼保小接続の取組、学級風土 等について**

（4）本調査の目的・調査結果から見込まれる成果等

本調査結果を通じて得られた知見は、**幼稚園教育要領の改訂**や**自治体における幼児教育施設等に対する指導の充実**等に活用していく予定。

※本調査の実施に当たっては、幼児教育や発達心理学に加え、経済学、脳科学、教育政策等の分野の研究者ネットワークを構築し、多様な視点から分析等を行う。

スケジュール（事業実施期間）

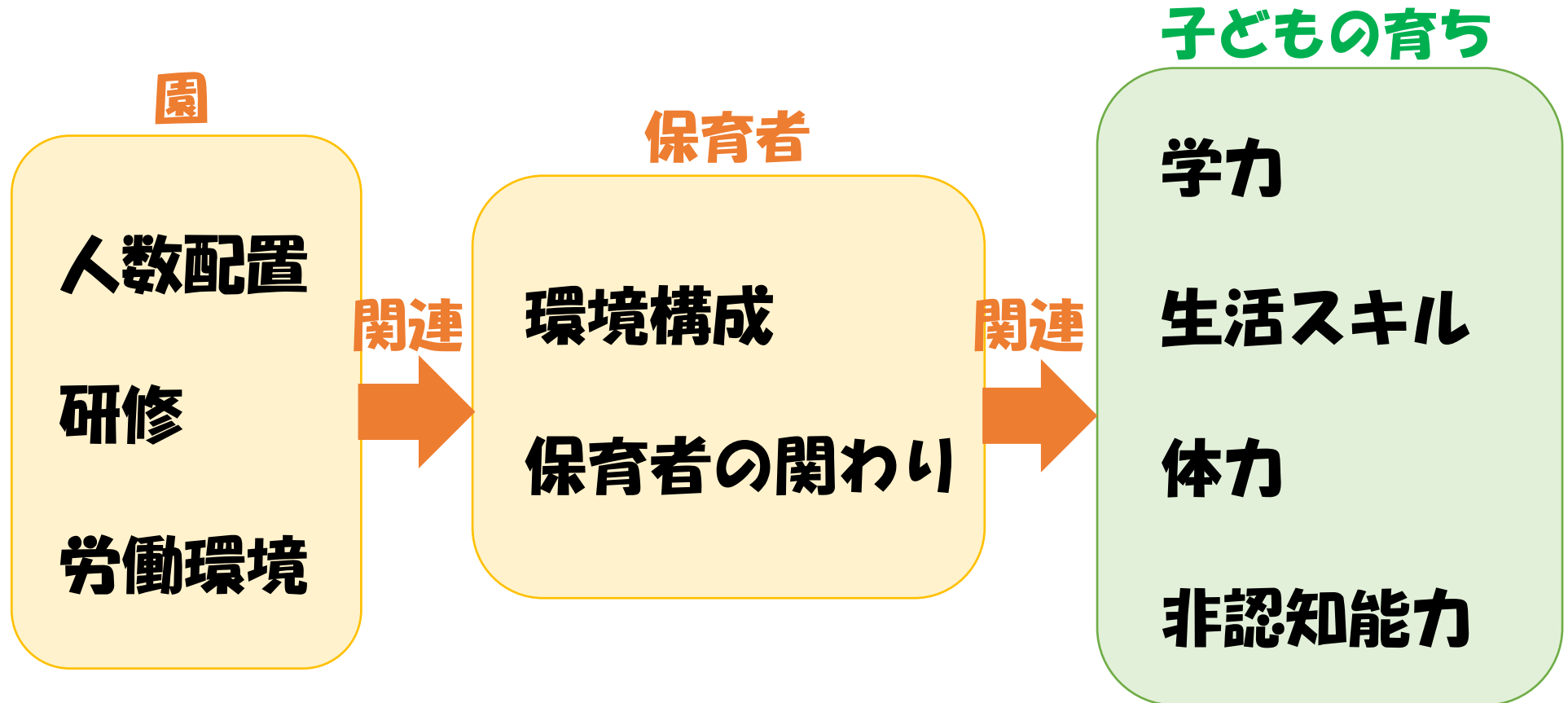
R5年度
先行調査の実施

R6年度
本調査(5歳児)の実施

R7～10年度
本調査(小学校1年生～4年生)の実施

※小学校5年生以降の調査時期や調査内容等は
今回の調査結果を踏まえて今後検討予定

想定しているモデル



調査の実施時期・調査対象

時期

2024年度から、5 歳児を開始時点として小学校4年生まで追跡する縦断調査を実施します。

	2024年 (5歳)	2025年 (小1)	2026年 (小2)	2027年 (小3)	2028年 (小4)
保護者	5-6 月頃 ●	●	●	●	●
園長	12 月頃 ●				
担任保育者	12 月頃 ●				
校長		●	●	●	●
担任教員		●	●	●	●

- 調査開始時点で園に通う 5 歳児のお子さんの保護者（調査 1 年目～ 5 年目）
- 上記のお子さんが通う園の園長先生、担任の保育者（調査 1 年目）
- 上記お子さんが進学する小学校の校長先生、担任の先生（調査の 2 年目～ 5 年目）

諸外国における幼児教育と小学校段階の教育の所管について

諸外国において、幼児教育とそれ以降の教育に関する政策は、**教育担当の省庁において所管**される傾向。

国	幼児教育・保育	小学校段階の教育	補足
イギリス	<u>教育省（0～4歳）</u>	<u>教育省</u>	幼児教育・保育を教育の一環として位置づけ。 教育水準局（Ofsted）による監査制度。
フランス	連帯・自立・男女平等省（0～2歳） <u>国民教育省（2～5歳）</u>	<u>国民教育省</u>	<u>3～5歳の教育は2019年度から義務教育化。</u>
米国	保健福祉省 州政府（0～5歳）	州教育局	各州に裁量があり、州によって所管の省庁や仕組みは異なる。連邦政府の権限は教育に関する調査・研究等、限定的。 ヘッドスタート・アーリーヘッドスタートは、保健福祉省が実施。
ドイツ	連邦家庭・高齢者・女性・青少年省（0～5歳） 州政府（0～5歳）	州教育省	連邦政府が所管する就学前段階の児童福祉に関する事柄以外は各州の権限となっており、州によって所管省庁や仕組みに違いがある。 （全16州中10州において教育担当省が所管）
イタリア	州・自治体（0～2歳） <u>教育・功績省（3～5歳）</u>	<u>教育・功績省</u>	「0-6統合制度」により、教育・功績省による0歳から就学までの連続性の推進。
カナダ	雇用・社会開発省（0歳～5歳） 州政府（0歳～5歳）	州教育局	各州に裁量があり、州によって所管の省庁や仕組みは異なる。 （多くは州教育局の所管。）
韓国	<u>教育省（0～5歳）</u>	<u>教育省</u>	幼稚園は教育省、保育所は保健福祉省が所管していたが、 教育省に一元化。（2024年6月）
中国	国家卫生健康委員会（0～2歳） <u>教育部（3～5歳）</u>	<u>教育部</u>	2010年代以降3～5歳の教育を本格的に促進し、教育部が所管する幼稚園就園率が大きく上昇。

※令和6年11月時点文部科学省調べ
※イギリスは4地域からなる連合王国であり、それぞれ共通性を持ちつつも特色ある教育制度を形成しているため、全人口の9割を占めるイングランドについて記載。
※米国及びドイツの教育政策は各州が一義的に所管しているが、国全体としては連邦政府が代表している。
※育児休業制度や貧困世帯への経済的支援等、関連施策は他の省庁においても所管されている。

幼兒教育振興法

これまでの経緯

- 平成 2 7 年 文部科学部会幼児教育小委員会・幼児教育議員連盟新制度
検討チーム合同会議において、「幼児教育の振興について」が
とりまとめられ、幼児教育振興法の制定が盛り込まれる
- 平成 2 8 年 5 月 自民党・公明党により、与党案として、幼児教育振興法案を
衆議院に提出（第190回国会）
- 平成 2 8 年 5 月 継続審議
- 平成 2 9 年 9 月 衆議院解散により、審議未了
- 平成 3 0 年以降 超党派による幼児教育振興法実務者勉強会等での議論

幼児教育振興法案 概要

総則

背景・目的

- 幼児教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を築くことを促す重要なもの
- 幼児教育施設（幼稚園、保育所、認定こども園）をはじめ、家庭、地域といった幼児教育が行われる全ての場において質の高い幼児教育が行われることが重要
- 今日、
 - ・少子化、家庭や地域を取り巻く状況の変化により、適切な環境の下での幼児教育が困難に
 - ・自立し、他者と協働しながら創造的に生きていくために必要な能力を身に付ける必要
- ➡ ○幼児教育の振興は、社会において最も重要な課題の一つ
- 本法案により、幼児教育の振興についての基本理念等を定め、施策を総合的に推進する

基本理念

- 1 幼児教育の水準の維持向上が図られること
- 2 全ての子供がひとしく幼児教育を受けることができるような環境の整備が図られること
- 3 障害のある子供がその特性を踏まえた十分な幼児教育を受けられるよう配慮されること
- 4 幼児教育と小学校における教育との円滑な接続に配慮されること
- 5 幼児教育に携わる者の自主性が十分に尊重されること

国の責務等

国・地方公共団体・幼児教育施設の設置者の責務、保護者の役割

連携協力

国、地方公共団体、幼児教育施設、家庭、地域住民等の連携・協力

措置

必要な法制上、財政上、税制上の措置

幼児教育振興基本方針

- ・政府は、幼児教育振興に関する施策を総合的に推進するための基本方針を定める
- ・地方公共団体は、政府の方針を参酌し、地方幼児教育振興基本方針を定めるよう努める

基本的施策

質の向上

①幼児教育の内容・方法の改善・充実

幼児教育施設における幼児教育の基準の見直し、施設整備の支援、情報提供、教材の開発

②人材の確保

各幼児教育施設における賃金その他の待遇の実態を考慮した待遇の改善、適切な配置、研修の充実

③質の評価の促進 必要な手法の開発、その成果の普及

④家庭・地域における幼児教育の支援

保護者に対する学習機会・情報の提供、関係機関相互の連携強化、幼児教育施設による支援の促進

体制の整備

- ・ 国における調査研究の推進
- ・ 都道府県における幼児教育センター（調査研究、研修等の拠点）の設置
- ・ 市町村による幼児教育アドバイザーの確保（状況により都道府県も確保）

無償化の推進

国及び地方公共団体は、幼児教育施設における幼児教育に係る経済的負担を軽減し、幼児教育の機会均等を図るため、幼児教育施設における幼児教育を無償とすることに向けた措置を、これに要する財源を確保しつつ段階的に推進する

検討条項

政府は、小学校就学前の全ての子供が、幼児教育施設における幼児教育を受ける機会を提供されることとなるよう検討